第3回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課: 奈良市総務部人事課

2 日 時: 平成24年6月4日(月) 13:30~

3 場 所: 奈良市役所第2研修室(中央棟6階)

4 出席者

委員: 委員長 森裕之、 委員 楠茂樹、 委員 倉本みゆき、 委員 松山治幸

奈良市長 仲川 元庸、副市長 福井 重忠、副市長 津山 恭之

事務局: 小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、

池本人事課給与係長、山岡

説明者: 阪上下水道維持課長、吉住環境部長、西山環境事業室長、山田環境部 参事、髙橋企画総務課長、東企画総務課長補佐、後藤収集課長、奥森

収集課長補佐、松田リサイクル推進課長、中村リサイクル推進課長補

佐、石部まち美化推進課長、山本環境清美工場長、米澤環境清美工場

主幹、じん亭環境清美工場長補佐、小屋土地改良清美事務所長、樋口土

地改良清美事務所長補佐、美馬施設課主幹

5 会議事項

(1) 特殊勤務手当評価シートに基づくヒアリングについて

(2) その他

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第3回奈良市特殊勤務手当検 討委員会を始めさせていただきます。 皆様方には公私ともお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、森委員長のほうからごあいさつ申し上げます。よろしくお願いします。

○森委員長 皆さんお忙しい中、第3回奈良市特殊勤務手当検討委員会にご参集いただき ましてどうもありがとうございます。

これまでと同じように、できる限り集中して、奈良市の特殊勤務手当の問題について鋭 意検討してまいりたいと思いますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いしたいと思いま す。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、森委員長、引き続きまして、議事進行のほう、よろしくお願いいたします。

- ○森委員長 それでは、まず最初に、お手元に配付させていただいております本日の資料 につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。
- ○事務局 失礼いたします。

まず、前回の委員会におきまして評価シートをもとといたしまして第一次判定としまして、存続、廃止、見直し、判定保留の4つのカテゴリーに委員の方々には区分をいただいたわけでございますが、前回の委員会終了後、それぞれの委員の方々から最終判断までにもう少し業務の詳細のヒアリングをしたい。また、現場での説明についても、必要と判断したものについては実施すべきであったんじゃないかというようなご意見をちょうだいいたしました。

そこで、森委員長を初め委員の方々とご相談をさせていただきました結果、本日は前回 判定保留となりました下水道維持課と、環境部に係ります手当の対象業務全般につきまし て、また次回以降につきましては、消防局、保健所等からそれぞれヒアリングを行ってい ただくということになった次第でございます。なお、次回以降について現実に調査が必要 となってきましたら、現地の聞き取りなどを通して最終判断をいただくといったような手 順となってまいります。

それでは、本日の資料をご説明させていただきます。

お手元にございます資料でございますが、まず1点目、本日の次第でございます。続きまして、本日のヒアリングの順番表でございます。下水道維持課から環境部全般に係りますそれぞれの手当ごと、所属ごとの順番となってございます。また、本日説明に当たらせていただきますそれぞれの担当者の名前を書きました説明者名簿、それから追加資料といたしまして、前回のところで必要ということでご指摘いただきました下水道維持課につき

ましての追加資料、それから前回第一次判定ということで判定をちょうだいいたしました 集計表、A3の5枚物の資料となってございますものを、つけさせていただいております。 資料につきましては以上でございます。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○森委員長 ただいま事務局から説明のありましたように、本日は下水道維持課と環境部 に係ります手当の対象業務についてのヒアリングをさせていただきたいと思います。

なお、前回ヒアリングをすることとしました消防局と保健所に係る手当につきましては、 次回以降実施するわけですけれども、そのほかにもヒアリングをすべきだというふうに委 員の皆様方が思われる手当がございましたら、後でも結構ですので、申し出ていただけれ ばというふうに思います。

それでは、早速、ヒアリングに入らせていただいてよろしいでしょうか。

(「結構です」という者あり)

○森委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、手当ごとに順次ヒアリングをお願いしていきたいというふうに思います。 まずは、最初、下水処理作業手当ですね。これは建設部の下水道維持課ですね。評価シ

ートは33ページということになります。

それでは、お願いしたいと思います。

○阪上下水道維持課長 下水道維持課長をさせていただいております阪上でございます。 私、下水道維持課の今、以前の下水道管理のほうからずっと引き継いでいるわけなんで すが、丸5年間、今年で6年目いうことになります。

その中で、丸4年間は現場の直接指揮をとってまいりました。その中で、下水処理作業 手当ということで、下水道分室いうところで主に今現場対応していただいてる中で、主に 市民さんからの苦情を受けまして、現場のほうへ急行して作業していただいておる、通常 そういう形になっております。苦情件数自体も大体年間電話だけではなくて、直接現場に 出向いたものだけでも500件余りに上っております。そのほとんどは、分室のほうで何ら かの対応していただいておるということで、やはり非常に多いのは下水道の詰まりいうこ とで、通常下水道、皆さんご存じと思いますが、トイレとか、さっと流れていくようなイ メージなんですけれども、これ、やはり一旦詰まりますと非常に、現場見られたらもうよ くわかるんですけれども、非常に汚い状態になった中で、もう汚物があふれ出してる状態、 通常そういう状態というのが一番多いわけで、そんな中で、それを一時復旧させるという 作業で、これも非常に大変な作業です。そういう作業がほとんど大半を占めております。 あと、そういう陥没とかも対応に当たっておりますが、それも普通の陥没を補修するイメージじゃなくて、やはり原因の調査をしなくちゃならないんで、マンホールの中に入っていただいて、下水管などの破損状況をさぐる。マンホールの中は非常に臭いもしますし、汚物とかで汚れてるということで、大変な作業をしていただいておるわけでございます。苦情もこのぐらいの件数ありますんで、もうほとんど毎日、という状況なんですが、たまにそういう苦情が入らない時間帯もありますけれども、そういうときにつきましては、そういう重点管理箇所ということで決めておりまして、過去に詰まりを起こしてる箇所とかもございますので、この辺の巡回管理ということで、本当に上から見るだけではわかりませんので、あけて中を目視しなければ……場合によっては中に入ったりというような状態で確認をしておる、そういう内容でございます。

○森委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただいて、1つずついきたいと思いますんで、ただいまご説明いただいた内容につきまして委員の皆様方から何かご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、私のほうからですが、そういうトラブルがあったときに、一体何人ぐらいの 職員の方で現地に行かれているんでしょうか。

- ○阪上下水道維持課長 今正規の職員が2名おります。あと嘱託職員ということで4名おるんですが、その4名中、週4日勤務ということもありますんで、大体、職員2名と嘱託職員3名、ただ苦情が重なりましたら、その場合は班分けしたり、今先ほど出てました、そういう巡回とか、ちょっと並行にやるようなこともありますけれども、基本的に行けるところは5名ということになりますが、若干少ないときもあります。
- ○森委員長 5名全員で現地へ行かれるということですか。
- ○阪上下水道維持課長 ええ、そうですね。 5名で現地へ行く……フルメンバーと言うんですか、行く場合も多いです。
- ○森委員長 確認ですけれども、前回、正規の職員の方2名と嘱託の方3名がいるとお伺いしてるんですが、4名ですか、嘱託の方は。
- ○阪上下水道維持課長 はい、4名です。ただ、ローテーション組んでますんで、いつ時点でしょうかね、4月まで3名やったんですが、補充で5月から4名でのローテーションで、大体1日3名という形になっております。
- ○森委員長 それはやっぱり現地の条件によると思うんですけれども、どうしても全員で

いかないとなかなか対応が難しいということですかね。

- ○阪上下水道維持課長 そうですね。一応メンバーで行けるときは全員で行くということで、対応もやっぱりスムーズに対応したいというのもありますんで、いずれにしても、多いに越したことはないんですけれども、今のメンバーはそれだけいるんで、基本的にほかの苦情と重ならないときはそのメンバーで行っていただいております。
- ○森委員長 実務的なことなんですけれども、全員で行かれたときに、あとまた別の案件 で連絡入ったりとかすることもあると思うんです。そういう対応ってどういうふうにされ てるんですか。
- ○阪上下水道維持課長 そうですね。今現業職員さんがおると、我々の維持管理係のほうでも職員のほうが、それもいろいろ業務ありまして大変なんですけれども、行けるときはまた同行してるケースもあります。現業さん単独で対応されている場合もありまして、苦情が重なったときはすぐに現地のほうへ携帯電話で連絡させていただいて、次、こういう苦情入りました、そこから直行で行きますかとか、一旦帰って資材、材料や機械入れかえないとだめですなどという指示は市役所のほうから出しまして、それで順次対応していただいておることで。そのときにちょっとそこで班を分けて、2人だけちょっと、とにかく行かなくてはならないから急行してくれとかということももちろんございます。
- ○森委員長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。
- ○倉本委員 一概には言えないと思うんですけれども、1件大体どれぐらい時間かかるんでしょうか。
- ○阪上下水道維持課長 そうですね。一番軽微なものであれば1時間以内に、現地作業では行き帰り別にしましてね、1時間以内で終わる作業もあります。場合によりましては半日を超えるような作業も往々にしてございます。1日に及ぶような作業ももちろんございます。一番軽微なのでも1時間以内というふうなことですんで、これはもう本当に一概にちょっと言えない状況。
- ○松山委員 よろしいですか。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 すみません、ちょっと教えてほしいんですけれども、評価シートで支給目的 のところで3つついてるんですね、著しく危険、不快、不健康。1つ代表的な事例はどれ に該当するんでしょうかということがまず最初の質問ですけれども。
- 〇阪上下水道維持課長 先ほど申しましたように、代表的な事例はやはり詰まりを一時解

消するということかと思います。だから、もちろん苦情入りましたら、現地行って、あふれてる汚水をとりあえず通さなあかんということで、その作業が一番件数的には多いかとは思うんですが、やはり不快、不健康、それが直接すぐ危険につながるケースももちろんございますが、不快、不健康というのは、やはりこれもうだれが見ていただいても非常に大変な作業であるいうのは、これはもう現地見ていただいたら、言いましたように、普通に正常な状態で流れてる下水じゃありませんので、何かのトラブルを起こしているということは、もうとんでもない状態がほとんどですんで、そらもうやっぱり不快であり、不健康あるいは状況によってはそういう危険な……交通状況によりまして危険な状況でももちろんございますから。

- ○松山委員 恐らく、著しく不快というのが一番代表的な現象だろうと思います。もう年間550回ぐらい出動されるということですが、必ずしも著しく不快に当たらない、いわゆる出動ということがあると思います。その程度はどのぐらいでしょうか。
- ○阪上下水道維持課長 いずれにしても、程度のお話いうことなんで、その数字で示させてもらうというのは非常に難しいかと思われるんですが、当然おっしゃるように、作業の中でも、もう非常に不快な作業もあれば、多少その中では程度が緩いというのが当然ございますが、それでは、どこから、それじゃ、今、これ著しく不快であってというのはちょっとなかなか数字で出すのは難しいかと思うんですが、大半はそういう作業であろうかと考えております。
- ○松山委員 これって大体どのぐらい、1つが。
- ○森委員長 そうですね。今日全体で27ありますので、どれぐらいですかね、七、八分という感じですかね。
- ○松山委員 あまり1つのテーマでね…。
- ○森委員長 でも、あまり時間にこだわらずに聞くべきことは聞くというスタンスでいき たいと思うんですけれども。
- ○松山委員 もう1つお尋ねいたします。今の話ですけれども、著しく不快な状況でない だろうと思われる場合も存在するということでよろしいんでしょうか。
- ○阪上下水道維持課長 その辺は、見られる方の主観的な判断になろうかと思うんですが、 ちょっとその辺は、私はそれ、著しく不快な作業だと考えておるんですが、見る方によれ ばそれほどでもないんじゃないかとおっしゃる方もいるかもわかりません。私は、私の主 観としては、とりあえず、すべてこれ著しく不快であるとは考えております。

○森委員長 ほかよろしいでしょうか。

はい、それでは、1つ目の下水処理作業手当ですね、これについてのヒアリングを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、18番の過重作業手当、これも同じく下水道維持課でございます。 評価シートの43ページということですね。

それでは、ご説明よろしくお願いします。

○阪上下水道維持課長 引き続いて、過重作業手当ということで、本来、毎日の作業としては先ほど申し上げたような状況でございます。

その中で、特に過重になる作業についての手当ということで、それは一応ここの資料に 書かせていただいとるんですけれども、第一に、下水道は合流管渠で雨水と汚水を流すよ うな施設というのは、これは市内には旧市街地が多いわけなんですが、そこに管というよ りも暗渠、四角い防水上の排水管というのが多く埋設されております。これは合流式下水 道ということで降雨時に量がある一定以上の量に希釈されますと、河川のほうへ行く、平 常時は当然下水処理場のほうへ流れとるわけなんですが、そちらで汚物を河川のほうへ極 力出さないということで、そこにスクリーン設置されてる場所もございます。そこのスク リーンに雨が降りますと、汚物ですね、主にここにありますように。それ以外にも汚物と か、ありとあらゆるごみ、これがひっかかってスクリーンの機能が阻害されるということ で、定期的にこれを除去しなくてはならない。これも暗渠内に入りまして直接その汚物を つかみ出して、外に運び上げるという作業になります。それ、当然、下水が流れておりま す中で、何か腰まである長靴使いまして、中へ入っていただきまして、そのスクリーンに ひっかかった汚物を直接引き上げるという作業でございます。これについては非常に体力 も要りますし、平常の下水作業に比べて非常に大変な、ほとんどそういう汚物まみれにな りますし、そういう劣悪な環境の中で、そういう直接そのごみを手でつかみ取るというよ うな作業になりますんで、非常に過酷な作業になります。それとあと、ミニポンプといっ て、今のスクリーンとちょっと違うんですが、そういうマンホールポンプいうか、低い土 地なんかは自然流ができませんので、ポンプ、結構送り上げるようなところも、これ市街 地だけでも100以上ございます。農山間は100以上ございます。そちらにやはりそういう、 どうしても汚水だめみたいな構造になっておりますんで、そこに汚物がたまりますんで、 それをバキュームでくみ上げる場合もありますし、なかなかそれではきれいに清掃できな い。中へ入って、また同じようにそういう汚物なり油とかをつかみ出すような作業、これ

も定期的に必要になってまいります。

あと、それ以外で詰まりの原因として多いのは油の詰まりというのが非常に多い、ラー メン店とかが多いんですけれども、そういう油の詰まり、やはり、これにつきましては、 通常の詰まりであれば、ここに書いてますようにプライマーセットという、そういうロー トのようなものを通していってとかという作業が中心になってまいりますが、それでは多 少、油と申しましても、一旦外へ出て固まってしまいますとゴム状になってこびりつくい うことで、当然腐敗も進みますんで非常にきつい臭いもしますし、それを普通のそういう 装置ではとれないんで、ここにありますように高圧洗浄車、バキューム車を用いて、これ、 うちで作業車を確保しておりますんで、これの操作につきまして非常に熟練も要しますし、 当然、使い方を誤りますと非常な事故につながるということで、そういう細心の注意の上 でその作業を行うと。ただ、それでもほとんど油とか、それだけで上からかき出すという わけにもいきませんので、そのマンホールの中へ入って、そういう油をバルブとかで砕い て、そのバキュームで吸いやすい状態にしてあげたり、それを直接また上へ持って上がっ たりということです。溶かした油をとるというのは、これは非常に大事な作業。当然、申 しますように、普通の状態、何カ月も何年もかかったものですんで、かたいですし、第一 もう腐敗しておりまして、非常に強い臭気もあるいうことですね。そういう作業が2番目 ですね。

3番目で、今度はマンホールなりの作業も、比較的浅いマンホール、あるいは中には非常に深いマンホールもございます。そういうところに入りますには、当然ガス探知機のほうで確認しながら入るということなんですけれども、なかなかそれでもそういう危険というのがありますんで、何らかのそういう気が緩んだときに事故が起こる、あってはならんことなんですが、もちろんないような形でやっておりますが、そういう危険性もございますし、これも同じような不潔な環境ということでもございます。

それで、先ほど申しましたように、私、この作業に直接陣頭指揮してきた中で、非常に 劣悪な環境というのは、もう日常茶飯事に見ております。今ちょっと人手不足とか、その 苦情が重なったときに、こういう作業を私もやったことも何逼もあります。汚物まみれに なったことも何逼もあります。やってみないと、こういう作業の大変さいうのはやっぱり わからないところもあろうかと。私も何度もやった中で、これはちょっと非常に大変な作 業で、もちろんにおいも先ほど言いましたように、特に油のにおいとかつきますんで、当 然手を洗うぐらいやったら落ちません。家に帰ってお風呂に入っても取れません。だから、 そういう状態が二、三日続くような、これオーバーな話でも何でもないんですよね。非常に強いにおいが体にしみつきます。あと、特に油の作業のときには今の現業さんとかはもう家帰ってもね、非常に嫌な顔されるんやというのをお聞きしてます。だから、そういう面からすれば、非常に普通の作業の枠を超えた過重作業であると言わざるを得ないということでございます。

- ○森委員長 どうもありがとうございます。
 - ちょっとただいまご説明あった内容につきまして、ご質問ありましたら、どうぞ。
- ○楠委員 今お話いただいた3つなんですけれども、これは相当スキルを持った人間しかできない話なのか、それともある程度の訓練でできる話なのか、どっちなんでしょう。
- ○阪上下水道維持課長 やはりかなりの経験というのは必要になろうかと思います。事実、なかなかやっぱりそういうノウハウいうのは専門の業者さんでもなかなか難しいような面もございますので、その場その場に応じた対応ということになります。やはり非常に経験なりいうのは必要になってこようかと考えております。
- ○楠委員 もう1点よろしいですかね。
- ○森委員長 はい。
- ○楠委員 そこで、特定の職員さんにそういった作業が偏っているというわけじゃなくて、 そういったことができる方というのは数名平等の作業をという形になっているんでしょう か。
- ○阪上下水道維持課長 そうですね、今の正規職員2名ということで、1人主任、ちょっと年上でそういう段取り係で、もう1人は普通の職員ということで、だから、そういう特に危険作業とか、今の過重作業につきましては、その2名が中心になるということで、嘱託さんのほうは当然補助に回りますが、やっぱりその作業の主体となるのはその2名で行っております。
- ○森委員長 すみません、先ほど説明していただきました下水処理作業手当と今の過重作業手当が同じ日に重複するということはあるんでしょうか。
- ○阪上下水道維持課長 それはあると思います。だから、普通、今の過重作業におきましても丸一日、当然やっていくような状態ではございませんし、この作業以外は下水道作業でいいましたら、一般の苦情を受けての作業というのもやっておりますんで、重複することもあり得るかとか考えております。
- ○森委員長 ほかいかがでしょうか。

○松山委員 過重作業手当は21年度に比べ23年度が相当減少してるんです、件数がです ね。どういう理由があるんでしょうか。21年度が217件、23年度104件というふうになっ てますけれども、半減しておりますけれども、その理由は何でしょうかと。

- ○阪上下水道維持課長 その件数自体ということですか、目標じゃなくて、件数……。
- ○松山委員 件数が減少することによって金額も減少しておりますけれども。
- ○阪上下水道維持課長 だから、私はちょっとこれ都市部におきましては、23年度では 大体平均して5日ぐらいか、そういう調査結果が出ておりますわね。ちょっと22年度以 前のは調べてもらいましたんで、その辺減少しているということでございます。ちょっと そこを調べてこなかったんですけれども、確かに1つは、先ほど申しましたスクリーンで すね。1番目にスクリーンとごみというお話で、これがちょっとそういう合流菅事業を下 水道建設が進めてる中で、そのスクリーンが邪魔になるようなケースもありましたんで、 何箇所か撤去しております。今の23年にかけて、ちょっと時期とかはいつごろというの はあれなんですけれども、確かにそういう管理箇所自体は減少してるというのもございま すんで、その影響かと思われるんですけれども。
- ○松山委員 はい、ありがとうございます。

もう1つ、それに関連するかもしれませんが、こういう作業であれば、特に危険であったり、不健康であったりするいう非常によくないことだろうと思います。

そういう意味で、そのようなことを避けるためにいろんな技術が開発されてるだろうと思います。そういう意味で、例えば5年、10年前に比べて、こういう作業がここでいう著しく危険もしくは著しく不健康といった状況が以前に比べて低下しているというふうにお思いになるでしょうかと。不快というのはまた感情的な問題ですから、また別として、特に危険、不健康ということについていかがでしょうか。

○阪上下水道維持課長 言われますように管理機器につきましても、当然進化してまいってるところなんですが、やはり、だから通常の作業での、じゃ、そういう高圧洗浄の機械とかが小型化されて、そういう対応性がよくなったとか、そういう労働一つにしましても、そういう曲がったところでも入っていけるとかいう意味では作業を軽減されつつはあるんですが、今のスクリーンのごみをとったり、こびりついた油をとるということに関しましては、やはり人の手を煩わしてやるしか仕方ないような状況ではあります。

○森委員長 ほかに質問ありませんか。

こういう作業を行う民間の業者さんというのはおられるんですかね。

○阪上下水道維持課長 はい、ございます。ございますが、結構それを委託にしてしまうと非常に効果というか、市の持ち出し分が多くなるというのも事実でございます。だから、極力その辺は作業員のほうでできる範囲は。もちろん、それででききれないところは業者配置も並行して行っております。

○森委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次へまいりたいと思います。次は、清掃勤務手当ですね。これは環境部のほうで幾つかに分かれております。とりあえず一括してご説明いただくということでよろしいですかね。

- ○松山委員 どういうふうにですか。
- ○森委員長 環境部のほうで企画総務課から施設課まで合計7つですか、あります。ちょっと時間の関係ということだけではなくて、これ、まとめて聞いたほうがいいかなというふうに今のところちょっと思ってますので、とりあえずそれだけ説明していただくということでよろしいですか。

はい、それではすみません。次、環境部のほうから企画総務課から順次、この清掃勤務 手当についてご説明伺っていきたいというふうに思います。

企画総務課、お願いしたいと思います。

○髙橋企画総務課長 企画総務課長の髙橋でございます。

まず、この清掃勤務手当、私どものほうの企画総務課の事務分掌等の中には一般廃棄物処理、清掃業務等の許可・指導監督に関すること、あるいは事業系ごみ減量化等の計画指導に関することというふうなことになってるんですけれども、特に日常勤務の中において、ごみの分別指導あるいは指導監督の一環といたしまして、ごみ全般の処理に関して日常の市民の皆様のお問い合わせによる現場対応、いわゆるゴミがいろいろと中にあると、ゴミの中にいろいろ分別されてないものがあるというふうなことも受けまして、実際に現場へ行きまして分別等のほうの分別作業等の方法を行って、それも指導の一環というふうな形での取り組みをやっております。あわせて本市、これアスベストに関する個別相談といたしまして、一応ネットのほうで市の相談窓口の中に企画総務課につきましては、アスベストの廃棄物の処理に関する相談、一般廃棄物の家庭ごみ関係というふうなところの問い合わせもございまして、事実、家庭系の廃棄物の引き取りという飛散防止措置を含めて特殊な袋詰めで持って帰ったり等といったことをすることもございます。

そのようなことから、もう1つ、ごみに携わる仕事といたしまして、ごみの中身についてはいろいろと異臭・悪臭あるいは汚いもの等、不快・不健康なものもございますので、 その辺のところで必要かと考えております。

○松田リサイクル推進課長の松田です。リサイクル推進課長の松田です。

私どもにおける清掃勤務手当という内訳ですけれども、私どもは集積場を新たに設けたところについて分別指導を行っているというのを事務職員でやっているわけです。3名が配置となりますが、私たち管理職も含めて5名がこの業務に当たっております。分別が正しく行われるまで継続して指導に当たります。

最初は、もういろんなものが合算された状態で出されてくるその中で、正しい分別をしていただけるように指導に当たるという作業です。きちっとできましたら、分室のほうの一般的な周知のほうに回らせていただく、こういう循環をしております。 以上です。

- ○森委員長 次、収集課。
- ○後藤収集課長 収集課長の後藤でございます。よろしくお願いします。

収集課といたしましては、現業職以外の職員で管理職を除くということで清掃勤務手当のほうを支給させていただいてるんですけれども、これにつきましては、もちろん収集に当たる職場で事務をとる。ただ、事務だけではなく、先ほどのリサイクル課長がおっしゃったように、分別の指導とか、それから、時にはごみの収集に関していろんな補助的な仕事等、一部不快な仕事も含めてですけれども、やらせていただいております。

それで、現業職以外の収集が兼務で、管理職以外ということで支給させていただいてる ものということでございます。よろしくお願いします。

- ○森委員長 はい、どうもありがとうございます。 それでは、次、まち美化推進課ですね、お願いします。
- ○石部まち美化推進課長 まち美化推進課長の石部でございます。よろしくお願いします。 まち美化推進課も収集課と同様で、収集部門の課でございまして、技能職に関しまして は収集部門の補助的役割等を時々果たすことがございます。

それと、環境清美工場内に事務所があり、いわゆる取り決めがあるかもわかりませんが、 不快、不健康な職場環境にあると思っております。

以上でございます。

○森委員長 はい。続きまして、環境清美工場です。お願いします。

○山本環境清美工場長 環境清美工場の山本でございます。よろしくお願いします。

環境清美工場のほうも総務係というところに事務職員と技術職員とおります。ごみの持ち込みされて処理する立場の職場でございますので、職員につきましても、電話等で持ち込みの市民の方への指導と、技術職員に関しましては、まず、焼却炉、それから不燃ごみ、大型ごみを破砕する処理のところを管理一係、二係とたくさん係があるんですけれども、それぞれやはり事務職員、技術職員、環境の臭いの相当悪い中で全般的に処理の業務をしていただいてるということで清掃勤務手当ということでつけさせていただいております。 〇森委員長 続きまして、土地改良清美事務所、お願いします。

○小屋土地改良清美事務所長 土地改良事務所長、小屋と申します。よろしくお願いをいたします。

土地改良事務所は一般廃棄物の最終処分場でございます。最終処分場ということで事業 地周辺の不法投棄の処理等について技能職以外の事務職員、技術職員に支給をしておりま す。最終処分場という性格上、地元のほうから、どうしても周りをきれいにしなさいとい うことで要望がありますので、このような形、道路の清掃とか、あと不法投棄については 迅速に対応しておりますので、こういう手当を支給しております。

以上です。

- ○森委員長 はい、ありがとうございました。 それでは、最後ですが、施設課ですね。お願いします。
- ○美馬施設課主幹 施設課の美馬でございます。

施設課といたしましては、これまでの環境事業部と違いまして、施設課という形になっております。施設課におきましては、事務職員、技術の職員に対してこの清掃勤務手当を支給しております。

その理由といたしましては、事業部とは別ではございますけれども、勤務地、勤務場所 が清掃基地内にございます。相当著しく不健康な勤務になっていることで清掃勤務手当を 支給しております。

以上でございます。

○森委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいま環境部が所管してます清掃勤務手当についてご説明いただきました。 それらにつきまして、一括してご審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○松山委員 ありがとうございました。

私のほうからの質問は今ご説明をいただきましたが、著しく危険、不快、不健康等々に どこが該当するのかなというのが、まだもう1つよく把握できません。

具体的に市民の目線から見て、なるほど、これは大変著しく危険だ、不快だ、不健康だという理由をですね、たくさんありますんで、例えば企画総務で結構ですから、件数が多いんで、先ほどアスベストのことをおっしゃいましたが、その辺は少しわかるような気がしますが、全般的に何がそんなに著しく危険等々であるかという理由について、より具体的に少し説明をいただきたいと、そのように思います。

- ○森委員長 企画総務ということでよろしいですか。
- ○松山委員 企画総務を代表してお願いしたいと思います。
- ○森委員長 すみません、じゃ、まず企画総務課のほうから、ただいま松山委員からご質 問あった点について答えいただけますでしょうか。
- ○髙橋企画総務課長 企画総務課でございます。

まず、ごみそのものの分別収集等におけるごみの中身でございます。この中身には、ガラスなど手でさわって危険なものと、あるいは汚いもの、異臭・悪臭という、例えば紙おむつ、動物のおしっこシート等々いろいろございます。その辺を総称して申し上げました。

- ○森委員長 松山委員、いかがですか。
- ○松山委員 ちょっとまだ、他にまだ何かあれば。
- ○森委員長 補足したい。ちょっと待ってください。松山委員、よろしいですか。他の課からもお聞きしたほうがよろしいですか。
- ○松山委員 ええ、もし意見があれば、他も。
- ○森委員長 それじゃ、他の担当課のほうで今の点に関しまして補足しておくべきだというご意見ありましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○松田リサイクル推進課長 補足ということでもないんですが、
- ○森委員長 担当課のお名前は。
- ○松田リサイクル推進課長 リサイクル推進課です。

私どもガラス瓶や缶、ペットボトルを集めているわけですけれども、その中に薬品を入れられておるケースとか、それによる危険、硫酸なんかも入っていたケースもあります。 非常に危ない状況なので、そういうものを事前に私どもの事務の段階でこういうものは決して入れないでくださいという指導をしていくためにやっているわけですけれども、そういうものや、特に缶とかは洗わないで置かれている場合が多いわけですけれども、この場 合にはミツバチぐらいはいいんですけれども、スズメバチとかそういった危険なハチ類が その缶の中にとどまっている場合が多々あります。これも危険ですので、必ず洗って出し てくださいと、こういうふうな指導を事前にさせていただくわけです。これが100%守っ ていただければ収集業務につく職員たちも危険からある程度回避できる、そんなふうに考 えて取り組みを行っております。

- ○森委員長 ほかの担当課、ございませんでしょうか。 はい、どうぞ。
- ○土地改良清美事務所長 すみません、土地改良清美事務所でございます。

私ども先ほど不法投棄の関係で説明をさせてもらったと思うんですけれども、これを回収する際に、当然、場所的に竹やぶであるとか、急激な法面であるとか、要するに人の手が届かんようなところに落ちておりますので、当然回収に対しては物すごく危険度を要する。また、そういうものが人の目に触れないということを前提に捨てられておるものもございますので、例えば粉々になったガラスの破片がいっぱい入ったものであるとか、それか、先ほどもありましたけれども、薬品、それに何が入っていたかわかりませんけれども、けったいな色をした薬品とかも、そういった何かもの凄く臭いのするものであるとか、そういうものがいろいろ混じっておりますので、一応それを指摘はさせていただきたいと思います。

○森委員長 ありがとうございました。委員の皆様からございますでしょうか。

○楠委員 2つ質問あるんですけれども、お話の中に指導的な仕事をしているとか、補助 的な仕事をしているというふうな話があって、それが具体的にどこまでの危険性と直面し ているのかということが今一つまだわからない。

もう1つが、危険だというのが多いですから、これはもう通常、こういうふうな業務を されているというふうな理解をどうしてもしてしまうんですけれども、これが業務の中で 特殊であるといったことについて、まだ理解が十分できていないところもあるので、そこ を補足していただけるならと思うんです。

○森委員長 分別指導ということでよろしいんですね。幾つかの課がやっていますが、企 画総務と、リサイクル推進課のほうが少し詳しくお話しいただきましたね。今の1点目に ついてお答えいただけますでしょうか。

○松田リサイクル推進課長 危険度については、少し特殊的なものだけを先ほど述べたん

ですけれども、そういう薬物以外にもいろんなものが実際に最初に集積場として設けさせてもらったときには混在されております。とりわけ先ほどもありましたが、紙おむつも入ってますし、それから包丁なんかも入ってます。ペットボトルの袋の中に包丁が入ってますと担ぎ上げるときにバサっと手を切ったことも私自身あります。事務職員は事務が主たる業務でありまして、工場と一緒で、集めてきてから引き渡しするまでずっと一貫してやっていかなあきません。そういう事務的な流れの仕事もある中で、そういう新設の集積場所ができたというところについての指導という特別な場合の指導を行っております。その指導の中には、また特にひどいところはまた戻したりももちろんするわけなんですけれども、基本的には特別な場所、特別な地域、特別な状況にあるところの指導ということを行っていると思います。

○森委員長 指導が危険というところがちょっとわかりにくいんですね。つまり個別の作業で、例えば袋をあけてみたら、危険なものが入っていた、その作業が危険だというのはわかるんですけれども、市民に対して指導されるということと危険だというところのつながりがわかりにくいという、そういうご趣旨だと思うんですけどね。

○松田リサイクル推進課長 市民の方にご理解いただくようにお話するという部分には危険はないと思います。

ただ、今申し上げたような作業をする中で、発見する段階で危険を伴うわけです。

○楠委員 そうしますと、2,000件とか3,000件とかですね、支払われているものにもいろいろあるということでしょうかね。実際にそういうふうな手を切るとか、非常に著しく危険な作業というものもあれば、それ以外の周辺の指導的なものも含めてこういうふうな件数が出てるということなんでしょうか。

○松田リサイクル推進課長 指導そのものが危険ではないんですけれども、新設の集積場はいろいろわからないで出してこられるという形があります。特に新設というのは開発で設ける場合が多いですので、他の市町村から来られて、それぞれのルールがあります。市町村によるルールというのは異なる場合がありますので、こんなん大丈夫と思って出してこられる中に非常に危ないものがいっぱい含まれてるケースが現実にあるわけです。そこで指導を行ったら、わかっていただいてちゃんと出してもらえるようになるわけです。半年から最長1年ぐらいで大体指導が行き渡り、その集積場に持ち込まれる危険物は一応除外できるようになるんですけれども。

○森委員長 どうですか。総務課のとかはよろしいですか、今の件につきまして。

- ○楠委員 そうですね。お答えいただけるのであれば、できる限りお答えいただきたい。 基本的な事柄で結構ですので。
- ○森委員長 そうですね。参考までに企画総務課のほうでも日常の分別指導等を行っているという話をされてましたので、今の件ですね。指導についてどういう危険が伴うのかというところ。
- ○髙橋企画総務課長 今先ほどリサイクル課長が申し上げましたとおりの内容でございますが、私どもといたしましても、一応市民の皆様からのお問い合わせをいただいたときに現場へ行って、実際にそのごみの中身を見ながら指導をさせていただくという意味で申し上げてございます。指導だけの啓発であれば、先ほどリサイクルの課長が申し上げたとおりでございます。
- ○森委員長 1点目についてはよろしいですか。

それじゃ、あと2点目につきまして、同じく企画総務課のほうからお願いできればと思います。その特殊性ですね、日常業務の特性ってどういうところにあるのかというご質問ですけれども。

- ○髙橋企画総務課長 日常業務の不快あるいは不健康、ごみを総体的に扱うといった観点 からそのような形で考えております。
- ○森委員長 ごみを扱うこと自身が不健康であったり、危険であるという意味で特殊であるというふうに考えてるということでよろしいでしょうか。

ほか。はい、どうぞ。

- ○松山委員 すみません、今不健康という話出ましたけれども、手当の必要性は各課にみんな不健康という言葉書いてあるんですね。ごみを扱うことがなぜというか、何が不健康ですかと、何が著しく不健康に該当するんでしょうかという点について、もう少しご説明いただきたいなと思います。
- ○髙橋企画総務課長 臭い。それからそれに伴う煙というんですかね。臭いあるいは埃、 慢性化した埃というふうな状況で考えております。
- ○森委員長 臭い、煙、ほこり等が不健康であるということでよろしいですか。
- ○松山委員 ほかにありますか。
- ○森委員長 ほかの担当課のほうでも補足的に説明いただければ。
- ○松田リサイクル推進課長 何遍もすみません、リサイクル推進課の松田です。 何度も先ほど上げたと思うんですけれども、ごみの中にありますいろんな細菌とかもあ

ります。私たち傷口がありますと、そこから菌が入ってきて、炎症を起こしたりとかいう ケースも多々あります。そういう意味での不健康という部分もこの中には含まれておるわ けなんですけれども。

- ○松山委員 いいですか。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 不健康だとすれば、それを防止するという手当てが当然必要ですよね。日々の業務の中において不健康であるから、どのような手当てをして、その不健康な部分を除去しようと、きっとされていると思います。そういうことをされることによって著しく不健康なものがさほど不健康でないような手当てをされているんじゃないかなと思いますけれども、その例をお教え願いたいなと思います。
- ○森委員長 企画総務課でよろしいですか。すみません、企画総務が代表的になって申し わけないんですけれども、はい、そうですね。
- ○松田リサイクル推進課長 企画じゃないんですけれども、よろしいですか。
- ○森委員長 はい、どうぞ、どうぞ、お願いします。
- ○松田リサイクル推進課長 私どもB型肝炎の予防接種を受けさせてもらってます。といいますのは、先ほど言いました菌によって体を害するということから身を守るための方法という形で、労働安全衛生的に考えてこのような措置をとっていただいていると、このように思っております。
- ○松山委員 それ以外にないんですか。
- ○森委員長 他はないんですか。
- ○松田リサイクル推進課長 他は、すみません、何度も申しわけないですが、私たち袖のついた服、これ制服ですね、これがあるおかげで服が身を守ってくれるというケースもありますね。それと、手袋も私どもは二重にはめています。軍手の上からビニールをはめて、ガラス瓶扱いますので、どうしても切るんです。切れた場合でも皮膚まで到達しないように二重の措置をとったり、私たち自身で考えられること、安全靴であるとか、安全長靴ももちろんそうですが、そのような身を守る最低限の形は考えて事故を防止しています。
- ○森委員長 よろしいですか。

先ほどの臭い、ほこり等については、何も対処されてないんですか。

- ○松田リサイクル推進課長でスク。
- ○森委員長 マスク、防塵マスクですか。

- ○松田リサイクル推進課長 防塵マスクではないんですけれども、マスクはして作業に当 たるようにはしてるんですけどね。
- ○森委員長 そのマスクで大体対応ができるものなんですか、作業の。
- ○松田リサイクル推進課長 どっちかいうと気休めに近いです。
- ○森委員長 気休めに近い。
- ○松田リサイクル推進課長 そうそう、気分的に不快感を除去するということはできること思うんです。ただ、完全に防ぐという意味合いにはならんと思うんです。ただ、ウイルスとか、風邪とか引いたときにマスクをつけとったら、ほかの人にうつさなくて済むとか、そういった意味の病原体に対しては対応し得るというふうには考えております。
- ○森委員長 それほど臭いとか、ほこりとかですね、また煙というのも出てきましたけれども、大概の職場であれば、性能のいいマスクをされたほうがいいんじゃないかなと思うんです。 普通の場合なんですけれども、それをされてない理由というのはどういうところにあるんでしょうか。
- ○松田リサイクル推進課長 それは経済的な理由で、マスクはやっぱり高価なものを毎日使うというわけにもまいりませんので、それよりも安価なものを毎日取りかえて処分していくほうがより衛生的ではないかなと私たちは考えているんです。高価なもので、それを何回も使うということになってきますが、かえってそのことが私たちの身を守ることになるのかどうか疑問に感じるところもあるわけです。
- ○森委員長 ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- ○松山委員 今、この奈良市の話をしてるんですけれども、ほかの市町村で、当然ごみ収集は直営にしろ、委託にしろあるんですけれども、そういうところの職場環境と奈良市の職場環境と比べた場合に奈良市の職場環境というのは、不健康についてですよ、特に不健康という部分について何か劣悪な部分があるんでしょうか。もしあるんであれば、それを改善する方策はとられているんでしょうかという点についてお尋ねします。
- ○森委員長 どこに。
- ○松山委員 どこのところが特にということないんで、もう。
- ○松田リサイクル推進課長 すみません、何度もすみません。リサイクル推進課です。

私どもの処分を扱ってるピットは、埃まみれになるんですけれども、水で散水して埃を抑えるとか、そういう処置は普通してるんですけれども、奈良市は全国どこにでもあるような設備はリサイクルの分野ではありません。本来でしたら、コンベアとか、あるいは機

械設備があって整った環境のもとで職員の安全も、あるいは健康も保持できるというふうな状況なんですけれども、今クリーンセンター建設に向けていろいろと取り組みもいただいてますが、それが完成すれば、また状況は変わってくると思うんですけれども、現状は非常に厳しいものがあります。

- ○森委員長 ほかの担当課でいかがでしょうか、今の件で。はい、どうぞ。
- ○吉住環境部長 すみません、環境部長の吉住です。よろしくお願いします。

今清掃勤務手当ということで各課にすべての事務職並びに技術職に今手当を支給しているんですけれども、今先ほど各課がご説明させていただいたように、課ごとによって内容にバラつきが非常に多いということであります。

ただ、今現在、清掃工場も含めて、できるだけ職員の環境も配慮しながら作業をしているんですけれども、どうしてもやっぱり煤塵とかで、いろんなゴミをさわることによっての危険性とか、病気等の発生のことも考えると。そういう意味を含めて、各課においても作業内容はおのおの異なるんですけれども、全体として環境部として職員に対して手当を清掃勤務手当として支給させていただいてるということでご理解願えたらと思っております。

以上です。

○森委員長 今説明がございましたが、他いかがでしょうか。

一応、奈良市の特殊勤務手当に関する条例では、ここにありますように著しく危険であったり不健康である業務で、かつその特殊性を給与で考慮することが適当でないものに認められるということになっているんですね。先ほどちょっと委員の方からもご質問がありましたけれども、ちょっと途切れちゃった形なんですけれども、特殊性というところがどこにあるのかというのを私はもうちょっとお聞きしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。部長さん、お願いします。

○吉住環境部長 特殊性ということなんですけれども、この手当、今再度説明させていた だくように、事務職員並びに技術職員に支給しているものでありまして、業務職員につい ては支給されてないということであります。

その中で、ごみのリサイクルとか、いろんな展開検査とかの形の中で、一般の事務でない仕事を一部してるという趣旨の中で清掃業務勤務手当を支給しているという状況になろうかなと考えております。

○森委員長 今のは事務職員の方の話ですね。技術職員の方についてはどうですか。

- ○吉住環境部長 技術職員も同じで、特に機械職とか電気職とかという方も含めまして対応させていただいてますので、特に同じような作業をさせていただいてるということであります。
- ○森委員長 機械職の方であって電気職の方というのは皆さんがそうあるわけじゃないで すね。
- ○吉住環境部長 そうです。
- ○森委員長 そうですね。通常の業務に携わる技術職の方のほうがむしろ多いわけですね。
- ○吉住環境部長 そうですね。清掃工場については機械職、電気職という技術職の方がいてるんですけれども、ほとんどの課については事務職員の方がほとんどであります。
- ○森委員長 この事務職員の方というのはちょっとあれですかね、何年かおきに回っていかれる、ほかの課に移られますか。
- ○吉住環境部長 これは定期的な人事異動の中で対応しておりますので、特には極端に言えば、環境部からどこかの違う部局へ異動すると、そういうのはあります。
- ○森委員長 極端に言えばってどういう……極端に言えばってどういう意味ですか。例えば総務部にいて、ちょっと部局の名前、奈良市のあれですけれども、例えば総務部にいて、次に例えば市民部というんですか、そういうところに移っていくってよくありますよね。
- ○吉住環境部長 はい、それと同じ。
- ○森委員長 全く同じ。
- ○吉住環境部長 はい、そうです。
- ○森委員長 環境部にいてほかの部に移っていくという通常の形なんですか。
- ○吉住環境部長 そうです、はい。基本的に現業職員として採用しておりませんので、極端に言えば、環境部からまた次年度については総務部とか、都市整備部とか、いろんな部局へ異動されるということであります。
- ○森委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。特定の欠陥とかにまた戻るのでいいのかな。よろしいですか、また戻る。ちょっと多分これからヒアリングしていくに従って我々のほうの理解が進んでいくと思います。また戻るかもしれませんが、そのときまたよろしくお願いいたします。お時間はよろしいですか。出席していただいている担当課の……大丈夫ですか。はい、すみません。じゃ、また後で戻るかもしれないということでお願いしたいというふうに思います。

それでは、ただいま3から9までの清掃勤務手当については、一旦これで終わりたいと

思います。

次に、7番のし尿処理作業手当ですね。これも環境部ですが、環境部の企画総務課のほうですね、お願いしたいと思います。

○髙橋企画総務課長 企画総務課並びに衛生浄化センター所長を拝命させていただいてま す髙橋でございます。

し尿処理作業手当についてご説明申し上げます。

まず、衛生浄化センターは収集されたし尿あるいは浄化槽汚泥等を衛生的に処理する施設で、運転管理を委託で行っております。所在地といたしましては、奈良市の大安寺西2丁目の281番地でございます。

業務形態といたしまして、現在、本施設には、私、所長以外に一般事務職1名、再任用職員2名の4名をもって、し尿処理業務を行っているところでございます。

したがいまして、現在のし尿処理作業手当の条例に該当する職員は現在のところいないということでございますが、日常の業務の内容といたしましては、し尿及び浄化槽汚泥の搬入管理あるいは各種設備機器あるいは装置の点検、監視注意に関すること、焼却灰の積み込み作業など、し尿処理業務について行っております。

シートについて著しく危険あるいは著しく不快な勤務あるいは著しく不健康な勤務というところにチェックを入れさせていただいております。実際の作業ということにつきましては、し尿処理施設のし尿処理工程の中にはし尿に含まれる夾雑物を取り除く除去装置、あるいは雑水装置等、凝固剤等を添加して処理水のリンあるいはし尿を除去するための分離装置などございますが、これ、24時間運転ということと、それから糞尿のほうが非常にし尿の処理を扱っておりますので、激しいというふうなことで、日常の装置の騒音、あるいは管路閉塞時の修理等について行っておるところです。

この修理等につきましては、現場立ち会い、あるいは監督等の中で危険、いわゆる硫化 水素の発生の備えのために測定器を常備して、酸素濃度等にも注意しながら作業や点検を 行っているというところで、危険であるというところを考えております。

次に、不快、不健康でございますが、常時の各種の設備の機器、装置の監視あるいは点 検等については、混淆等の注意の中での業務でありますので、し尿処理作業手当は必要と 考えております。

以上でございます。

○森委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明いただきましたし尿処理作業手当についてご質問等ありましたら、お願い します。よろしいですか。

これはこの3カ年ですね、21年度からし尿処理作業手当、21年から23年度までは支給がないんですけれども、過去何年ぐらい前までは支給があったんですか。

- ○髙橋企画総務課長 申しわけございません。残念ながら、本日の資料で調べましたんですけれども、従前から作業職員あるいは管理職等のほうで該当する技術職員については、 ちょっとこちらのほうで見当たらなかったということで、過去何年からという資料は持っておりません。申しわけございません。
- ○森委員長はい、わかりました。ほか、よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、美化清掃業務手当ですね、これも環境部のまち美化推進課から お願いしたいと思います。

○石部まち美化推進課長 まち美化推進課の課長、石部でございます。

美化清掃業務手当でございますけれども、当課といたしましては、業務の内容として町内清掃ごみの収集、道路清掃及び大型ごみの収集の各業務を行っております。それぞれの業務に関しまして町内清掃は、その日に草とか土砂だけでなく、町内で清掃された投棄物等も同時に排出されるケースが多々あります。また、道路清掃に関しましても投棄物を回収したりするケースが多くございます。並びに大型ごみの回収につきましては、パッカー車で回らせていただいておる際に、操作の段階で大型ごみを砕くというか、そういうときに飛び散り等がするとか、あと危険物が入ってる場合が多々あります。

そのようなことも踏まえまして、まち美化推進課の技能職員に関しまして美化清掃業務 手当を支給しております。

以上でございます。

- ○森委員長 今の手当につきまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。 もしありましたら。
- ○松山委員 すみません、具体的内容として、このシートに書かれてるのは町内清掃ごみ収集、道路清掃及び大型ごみ収集。常に危険が伴うというところに不快なものがあったり等々と書いてますけれども、今も説明いただきましたけれども、この業務がそれほど特殊というふうに伝わってこないんですけれども、いや、いや、これは特殊なんだということをもう少しですね、常に危険が伴うとか、いろいろ書いてますけれども、その辺のところ

をもう少しわかりやすく説明していただきたいなと思います。

- ○森委員長 課長、いかがでしょうか。
- ○石部まち美化推進課長 ごみの収集作業自体が特殊ということであるのかどうかは別といたしまして、それが通常業務とおっしゃられれば通常業務でございますけれども、扱っているごみの内容としては、いわゆる投棄物などの本来分別されなくて、気ままに放置されたものを回収する場合が多くございまして、それがまた長期間にわたりまして道路に放置されたものですから、いわゆる虫とか、いわゆる何か不衛生になって腐敗が進んだり等で不衛生になっているものが多くございます。

また、大型ごみに関しましては、それは通常業務と言えば、通常業務でございますけれども、やはりパッカー車を利用して、いわゆる生ごみ、袋ものを回収するのではなく、大きなものを回収する状況でございますので、そのパッカー車で粉砕をいたします。その際には破片が飛び散る危険性がございますし、また、物によってははね返り、飛び散り等でけがをするときも職員に時々ございます。この程度でございますが、特殊ということでご理解願いたいと思います。

- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 現場で著しく危険な場合もあろうかとは思います。

そこで、現場のことを少しお尋ねしたいんですけれども、著しく危険、何ぼ何でもこういうことは危ないといった場合には、作業を私はされないだろうと思いますけれども、それでも危険をおかして作業をされるということでしょうか、その辺のところの見きわめというか、その辺はどのように現場でされているのか、お尋ねしたいと思います。

○石部まち美化推進課長 すみません、現場に出向きまして、生命に危険が及ぶような現場と判断いたしましたら、当然、それはもう回収はいたしませんが、通常の持ち運びの範囲で回収できるものにつきましては回収いたしますが、その際に、やはり生命とはいいませんが、けがをする危険性というのはゼロとは言い切れないと思います。危険というのは、けが程度とお考え願ったらどうかと思いますが。

○松山委員 わかりました。ありがとうございます。

けがもなかなか大変なけがから、そうでないけが、いろいろありますが、いわゆる環境 部という中で、いわゆる労働災害というか、そういう事件というか事故ですね、この発生 率が高いのかどうか。そして、奈良市はほかのこういう市町村の業務に比べて、奈良市が その率として高いのか、その辺の現実を少しちょっと教えていただければ。

- ○森委員長 これはどこがいいでしょうか。環境部長さんですね。一応全体を所管されていると思いますけれども、大丈夫ですか。
- ○事務局 公務災害の関係でございますので、こちらのほうで私が説明させていただきます。

ちょっと個々個別の具体的な件数については、今資料持ってないんですけれども、奈良市の環境部の公務災害の発生件数につきましては非常に率が高い、件数が多いという指摘を県のほうからも受けてございます。日ごろから安全の確保なりということにつきましては、現場サイドのほうで十分気をつけていただいてるとは思うんですけれども、例年その率については高いというのが現状ではございます。

- ○森委員長 その理由はどこにあるんですか。
- ○事務局 理由というところまでの掘り下げた分析は、今のところしてございません。
- ○森委員長 高いという指摘があって、それは実際に働いている、実際、労働者の皆さんの大切な健康や安全にかかわることですからね、県から指摘があったら、当然、なぜなのかというふうに配慮するべきだと思うんですけどね。それを放置されているというのはちょっと管理上どうなんかなという気がするんですけれども、もしか多いと言われてても、そんなさほど個別の問題として対処できるということなんですかね。

はい、どうぞ。

○吉住環境部長 今のご質問についてなんですけれども、的確かどうかは別として今現在、環境部の職員については、非常に高齢化ということも1つの原因かなと思います。職員の新規採用をしておりませんので、高齢化による仕事の公務災害が多いというのと、あわせまして奈良市のほうでは奈良国際文化観光都市ということで、通常よりもできるだけ早く市内のごみを収集しようというふうな形の中で、前倒しではごみ収集を、時間的な話なんですけれども、させていただいてると。

その中で、ちょっと慌てるということではないんですけれども、休憩等もとらないような形で、できるだけ早く収集したいという趣旨の中での災害も一部ちょっと考えられるかなと思っております。

ただ、今年になりまして、ごみ収集も含めて適正なごみ収集管理をしておりますので、まだデータ等は出ておりませんけれども、公務災害も昨年度に比べて、24年度まだ途中なんですけれども、減少傾向にあるんではなかろうかなと、このように考えております。 〇森委員長 件数自体把握されてますか、環境部の。

- ○吉住環境部長 ちょっと申しわけないんですけれども、ちょっと把握はしておりません。
- ○森委員長 してないけれども、減ってるということはわかるということですか。わかりました、はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。

- ○松山委員 よろしいですか。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 ありがとうございました。

今のお話であれば、奈良市における清掃業務の各種一連の業務は、現実の公務災害は少しその発生率が高いようですが、今の理由をお聞きすると、奈良市における当該業務の危険度というのは他市に比べて必ずしも高いものではないというふうに理解しますが、よろしいでしょうか。

- ○吉住環境部長 はい、その理解で結構でございます。
- ○森委員長 確認ですけれども、必ずしもほかの市町村に比べても著しく危険だとかということはないというご回答ということでよろしいですか。
- ○吉住環境部長 はい。それで結構です。

ただ、公務災害の件については、今一部ご説明させていただいたような内容で件数が多いと想定しております。

○松山委員 少しちょっと一般的になりますけれども、先ほどいろいろな危険の話の事例としておっしゃいましたけれども、例えば包丁が入っていたとか、現実にあるかもしれませんね。奈良市の住民に対する説明というか、指導というか、ごみの出し方、分別等々について奈良市の市民の方の姿勢が悪いのか、悪くないのか。奈良市としてその指導が十分であるのか、十分でないのか。つまり、市民の方の協力があってこそ、いいごみ行政ができるだろうと思いますね。そういう意味で、奈良市の市民の方のせいにはしたくないんですが、ごみの出し方が特に奈良市の場合はいいのか悪いのか、その辺についてのご見解というか、ご感想というか、教えていただきたいと思います。

○吉住環境部長 奈良市のほうは基本的に9種11品目ということで分別収集の協力をお願いさせていただいております。特にごみ収集等とかはホームページ等などで啓発させていただいておりますので、特に他の市町村に比べて悪いということではないと考えております。

あわせまして、分別指導というものも定期的にさせていただいてますので、確かに危険

物とかいうのはなかなか、全部透明の袋で出していただいておりますけれども、一部見えないというところで、そういう怪我等も発生してることは事実なんですけれども、市民の 方の分別が特に悪いということは認識しておりません。

以上です。

○森委員長 ありがとうございました。

いかがですか。よろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。次は、廃棄物処理作業手当ということで、これも 環境部のほうから4つの担当課から出されているものでございます。

まず、リサイクル推進課のほうからお願いしたいと思うんですけれども。

○松田リサイクル推進課長 リサイクル推進課の松田です。

私どもの作業についてなんですけれども、まず、ガラス瓶につきましては、100万都市 の北九州市と同じ量のガラス瓶を回収しております。

だから、労働量としては非常に多いと言わざるをえません。いわば3分の1の人員で3倍の仕事をこなしとるわけです。ただ、いろいろ仕事の内容を工夫してまいりました。車につきましても4つのリフトを活用して、なるべく腰痛を起こさないようにリフトを使って載せるとか、さまざまな工夫はいたしておりますが、量そのものは減るわけではありませんので、職員にかかっているその労働量といいますか、それを軽減することは実際上、困難な状況です。

ただ、職員は北九州市よりも私どものほうが成果としては上がっとるわけです。年間 2,000トンのガラス瓶を回収しておりますが、それを実際にリサイクルといいますか、再 生資源として再商品化できるのは北九州市では20%、当市では100%。当市に匹敵する市 町村は全国にありません。私どもを見習う市町村が今後できるようにということでリサイクル協会では手引書として私どもの手法を勧めるような状況です。

ただ、この量については、この量をこなすので一番健康を害するというふうにまず考え ております。

それと、先ほどの危険については、ある程度は緩和するような努力はしているんですけれども、やはりすべての市民が協力していただくというわけでなくて、一部の方々ではありますが、危険物をその中へ混入される。そのためにけがをするということは常時のことでありまして、いつも常備薬を備えておかなければ作業できないような実態は現状として

存在しております。何とかそういう危険物を混入しない適正な分別収集できるようにご協力いただけるように、私たちも相当現場に行きまして、市民の皆さんにお願いもいたしておりますが、なかなか、来てくれはる、会う人たちは理解してもらえても、市民すべてに行き渡っておりませんので、そういう中で不快な作業になったりしていることも事実です。毎日大体106カ所の集積場を回りますけれども、何カ所かは必ずといっていいほど不適切な分別の状況にあります。

以上です。

- ○森委員長 続きまして、収集課のほうですね。お願いします。
- ○後藤収集課長 収集課、後藤でございます。よろしくお願いします。

まず、収集課の作業と申しますのは、一般家庭の可燃ごみ、不燃ごみ、それからプラス チック包装容器の収集を定期的に行っているものでございます。

この廃棄物処理作業手当につきましては、それ以外に収集課で従事する現業職員、管理職を除く現業職員に対して支給させていただいております。

まず、ごみの収集ということにつきましては、どうしても現場での作業になりますので、 まず、気象条件です。真夏の暑いとき、台風のとき、冬の寒い、雪が積もったようなとき であっても、絶対にやっぱり休むことのできない作業であるというのがまず1点。

それと、そのごみの内容によりましては、大分分別のほう指導によってよくはなってきているとはいえ、まだまだ中身へいろんなものが混入されておりまして、私も収集課長でまだ2カ月なんですけれども、2カ月の間に、例えば爪楊枝で指に突き刺さったとかいうのも2件ほどもございましたし、それから汚泥、汚汁が袋が破れて、衣服のほうにべちゃっとかかってしまったりとか、そういうふうなことがやっぱり時々ございます。そのような作業でございます。それで、怪我とか、最近は火災事故のほうが、先ほどもちょっとおっしゃっていただいたんですけれども、分別啓発のほうが大分行き届いてきまして、以前よりはカセットガスの缶とかもリサイクルのほうに回していただけるようになって、大分件数はパッカー車の火災というのは減ってはきておりますが、やっぱりまだ皆無とは至っておりません。

そんなようなことで、命に危険を及ぼすかどうかは別といたしましても、やっぱりすごい不快で、危険でですね、危険度というのは、当然収集作業をやってる者は認知して気をつけているんですけれども、それでも、やはり事故が起きてしまうという現状でございます。

以上です。

○森委員長 ありがとうございました。

では続きまして、環境清美工場、お願いします。

○山本環境清美工場 環境清美工場の山本でございます。

うちの環境清美工場につきましては、係が8つございます。その中で、施設の第一係から四係が4つの係で焼却場の運転操作、日常点検、それから軽微な補修ということで従事してもらってます。焼却炉につきましては、24時間運転の炉がございますので、4班に分かれて日勤・夜勤という形で従事をしていただいております。

それから、施設の第五係でございますけれども、これは大型ごみや燃やせないごみの処理の部分の担当でございます。かなりの量、職員で搬入される分もあれば、市民が持ち込みされる分とかも毎日ございますので、その辺で破砕のほうの処理施設、この中では機械の運転操作もございますが、日常点検、ベルトが詰まったり、ごみを挟んで動かなくなったりとか、いろいろな症状が毎日、毎日何かございます。そういうのを日々点検しながら作業に従事していただいているというところでございます。

それから、管理第一係につきましては、廃棄物の搬入管理、計量も含めて持ち込みのほうについていろいろと指導、事業所からのごみとかの指導も行っていただく中で焼却残灰の運搬、これは焼却炉のほうで燃えた後の灰の処分ですね。それを、残った灰を運搬して土地改良事務所のほうで処理をしていただくというような感じでございます。

それから、管理第二係ですけれども、これは焼却炉全般と破砕機の維持管理いうことで、 焼却炉はかなり老朽化しておりますので、もう30年近くになりますので、日々点検補修 が必要な状況で、その辺で技術職、機械職、それから電気職の職員等、日々現場の保守点 検、いろんな作業の中で動いていただいているということでございます。大体の内容はそ ういうところでございます。また、ご質問あれば、もう少し細かいことは現場担当の補佐 とかに来ていただいていますので、ご説明していきたいなと思います。

以上でございます。

○森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、土地改良清美事務所のほうですね、お願いしたいと思います。

○小屋土地改良清美事務所長 土地改良清美事務所でございます。

廃棄物等処理作業手当につきましては、先ほども申しましたように、土地改良事務所は、 奈良市の米谷町におきまして、一般廃棄物、最終処分場の維持管理を行っているところで す。

不法投棄の処理につきましては、当事務所の所管の業務ではありますが、一般廃棄物の 最終処分場という事業の性質上、地元の住民の理解と協力を得ることが大切であります。 そのため、事業地周辺の美化は重要な要素であるため、迅速な対応が求められているとこ ろです。

また、不法投棄の処理につきましては、当該廃棄物の計量や撤去、それから運搬についてダンプ等の作業車両を使用する必要性があり、技術や経験を必要とする業務であるため 廃棄物等の処理作業手当を支給しております。

以上です。

○森委員長はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま4つの担当課のほうから廃棄物処理作業手当についてのご説明がございました。どちらでも結構ですので、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。 ○楠委員 ご説明の中で、どちらかというと業務の特殊性というよりは仕事量の多さというものを強調されたように思えるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。つまり、特殊な作業だからというわけじゃなくて、非常に量が多いからというふうな理解なんでしょうか。

〇松田リサイクル推進課長 作業内容そのものに特殊性という部分がなくて、量的なもので大量の処理を進めていかなあかんというわけでもないんですよ。やっぱり瓶を選別、現場である程度職員がしなければならないんです。もちろん市民の方に3種分別を瓶はやってもらってるんですけれども、なかなか色の仕分けというのができない方が多いです。特に茶色と青の選別がほとんどできないので、そういう部分も含めて、職員が識別をして、現場である程度の処理をして持って帰っております。そういう作業もあります。もちろん量については先ほど申し上げたとおりたくさんありますから、その量をこなすという部分の作業量、それは変えようがないんですけれども、ただ、特殊性の部分においても、やはり一般の方では見分けられないものも現場ではある程度見分けることができます。特に陶器が親指1本分でも入っておりましたら、10トントラック1台が返品される、そういう基準ですので、そういう適合基準に合うものを搬出しなければなりません。それは初期の段階から積み上げていって、最終的に場内での選別、それを経て出していくわけですけれども、そして先ほど申し上げましたように、私どもは1台も返品がないんですね。100%再商品化できてる。これは日本で1つだけなんですけど、ほかはまだそこまでのレベルに

達しておりませんが、私たちの特殊性といいますか、長年培いました技術力といいますか、 そういうマンパワーをもってこの業務を遂行しております。

○楠委員 推進課のご努力に関しては評価させていただきたいと思います。

我々が問いたいのは、危険性とか、いろんなチェック項目書いていますけれども、それ はその通常業務に伴う危険性なのか、通常業務にはない危険性なのか、その辺いかがでし ょうか。

○松田リサイクル推進課長 本来でしたら、きちっと分けてさえいただければ、危険というふうな、先ほど一番冒頭に申しましたように、事務のほうで指導している状況がずっと引き続き展開できるといえば、そういう危険からは脱却できると思うんですけれども、実際上は残念ながら、150カ所のうちの10カ所とか、そういう程度ではあるんですが、非常に危険な目に毎日遭遇している状態ではあります。

○吉住環境部長 すみません、先ほど各課からご説明させていただいたと思うんですけれ ども、この美化清掃勤務手当並びに廃棄物等処理作業手当につきましては、ご存じのよう に、業務職員並びに技能職員に対して支給させていただいております。

本来なら、この手当ということなんですけれども、一例をとりまして、例えば宅急便さんがいいのかどうかはわからないんですけれども、宅配便さんで物を運んだりするというのもあれば、今回、我々が作業しているものについては、ものが廃棄物の処理を扱っているということであります。

ですから、それに伴って危険な作業並びに不快な作業、あわせて不健康な作業と。程度の大小は多分あると思いますが、そういう一連の作業をしているという形の中でこの特殊 勤務手当を支給させていただいていると、そのように考えております。

- ○森委員長 今のご意見というのは、通常業務を超える特殊性があるものとして認識されているということでよろしいですか。
- ○吉住環境部長 はい、それで結構です。
- ○森委員長 いかがでしょうか。
- ○楠委員 私の理解が正しいかどうかチェックしていただきたいんですけれども、今のお話を総合すると、本来、あるべき姿とは違う状態のものが、例えば分別されてないとかですね、そういうふうな状態、イレギュラーの状態が通常化しているので、それに対する危険性があるんだと。それが通常業務にない危険なんだというふうな理解でよろしいですか。 ○森委員長 いかがですか。

○吉住環境部長 それはちょっと違うんですけれども、100%ごみが安全に、適正に搬入できるかということはないと思いますので、基本的に分別収集は確かに奈良市のほうは市民の方々の協力に基づいてしていただいておりますけれども、先ほど各課長のほうから説明がありましたように、やっぱり、たまにはそういう形で非常に危険な作業で怪我をしているというような状況もありますので、基本的に廃棄物等を全面に扱うという趣旨の中でこの作業手当が必要ではないかというふうに考えております。

- ○森委員長 じゃ、ちょっと私からご質問ですけれども、その特殊性というのは給料で考慮することは適当ではない特殊なものなんですか。
- ○吉住環境部長 扱うものが廃棄物ということで、給料で相当額を出すというのはちょっと適当ではないということで今まで手当を支給してきたと、このように考えております。
- ○森委員長 その理由は何なんですか。
- ○小西総務部長 担当部署でない者ですけれども、私のほうから、私環境部に所属しているわけではございませんけれども、ちょっと今一般論的なことになりましたんで、私のほうから、ちょっと今議論になっている清掃勤務手当、し尿処理作業手当、美化清掃業務手当、廃棄物処理作業手当について、基本的な奈良市の考え方というのをちょっと述べさせていただきたいと思います。

もちろん、この職場というのはごみを扱う職場でございます。ごみというのは一般的に皆さん家庭でも出されておりますので、何でこれが不快なの、危険なの、困難なの、不健康なのということになろうかと思いますけれども、奈良市が取り扱っているごみというのは一般廃棄物と言われまして、事業所から出る、また家庭から出る産業廃棄物以外のごみがすべて雑多ないろんな種類のごみが搬入されてきております。それが時間の経つごとにいろんな悪臭を放ったり、粉塵を放ったり、いろんな不健康な状態になるということでございます。それぞれ例えば清掃勤務手当というのは事務職員、技術職員に払われておるんでございますけれども、この環境部以外の部署に所属しているそれらの事務職、技術職については、もちろんこういう手当は図られておりません。もちろん、こういう部分に給与で、もともとこの委員会はこの給与という話をしないということでございましたけれども、何らかの形のそういった業務を与えておるわけでございますから、本来は給与的に付加をするのが一番いいんでしょうけれども、先ほど申しましたように、職員については異動も行われますので、この時期だけ高い給料を支払うということができませんので、そういった意味でこういった手当で与えておるというような状態でございまして、それが奈良市の

場合、1つの給与表で行っておりますので、ほかの部署との兼ね合いという面で、こうい う手当を払わせていただいております。

あとまた、この環境部というか、ごみ処理に対して特殊勤務手当を払うのがいいのかどうかという是非の問題でございますけれども、国のほうでも一定特殊勤務手当の考え方というのは示されておりまして、こういった、ごみ清掃業務に対する特殊勤務手当については、一定理解を得られているというふうに我々も思っております。その指導の中に、ごみ処理に対して特殊勤務手当を支払うことが直ちにそれがダメだということではないので、それぞれ個別の案件を見て検証すべきだと。もともとこういったごみ処理に対しては、特殊勤務手当は馴染むのではないかと思っております。それを証拠に、例えば他の中核市であるとか、他の自治体であるとかについても、こういったごみ処理に関する手当というのは、資料でも示させていただいておりますように、ほとんどの自治体において、内容はもっと精査はする必要はある、金額をもっと精査する必要はあろうかと思いますけれども、こういった部分については、一定の他自治体におきましても理解をし、その手当が支給されておるという状況であるという形で認識はさせていただいております。

以上でございます。

- ○森委員長 ありがとうございました。ほかに。
- ○楠委員 今部長がおっしゃったことに対して一言コメントというか、フォローですけれども、特殊勤務手当に関してはいただいた資料の中で、その特殊性を恒常的または常態的にとらえることが困難な勤務及び標準化、画一化しがたいものであるといったことが趣旨なわけですね。奈良市の置かれた状況というのは、財政がいろいろ厳しい状態の中で、積極的に払わなければいけないものに絞っていこうというふうな考え方で、どちらか対応があるものであれば、できる限りカットしていこうという、そういった方針があるのかなと思いますし、そういった方針のもとで我々も厳格にこの趣旨に本当に沿ったものに絞っていこうじゃないかというのがコンセンサスだったと思うんですね。

ですから、考え方はいろいろあると思いますけれども、まさにそういった業務に通常化しているものというのであれば、それは給与の体系いろいろあると思います。我々、それを議論しないという前提で言っているので、ちょっとおかしいかもしれませんけれども、そういった中でも、やはりその趣旨というものにきちんと合ったものを厳格に絞り込んでいこうというふうな理解で私はいるんですけれども、ほかの委員の方はいかがでしょうか。 〇森委員長 そのとおりだと思いますけどね。 ほか、いかがでしょうか。

○松山委員 先ほども同じようなことを私はお尋ねしましたけれども、もうとにかく著し く危険だとか不健康と言えば、それが通るかなというふうな感じのとらまえ方もちょっと できてしまうんですけれども、そんなに危険であり、そんなに不健康であれば、それをと にかく除去する、改善するという措置が当然とられているかどうかと私は思うんですね。

危険だとか、不健康だというのは理解できます。しかし、本当に著しく特殊な勤務かといえば、まだそこまで私はどうも理解できないんですけれども、それほど危険、それほど不健康なものであれば、きっと改善措置は当然奈良市として過去から継続してとられているだろうと思います。それについて、もう一度その辺の状況についてお尋ねしたいということです。

もう1つは、市民の方が場合によっては不適切なごみの出し方をされる場合も当然あるでしょう、一部にはですね。そのときには、その現場で、収集のステーションのところにそういうごみは持ち帰らない。持ち帰らない理由はこうこうということのことは奈良市としてもされてるだろうと思いますけれども、確認したいということです。

以上です。

- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○後藤収集課長 収集課でございます。

ごみステーションに出されているごみが分別できてない場合についてでございますけれども、分別の悪い、悪いといった言い方は誤解あるかもしれない、できてないごみにつきましては、ごみ袋に一応その中に何が入ってる、この場合、こうだから、収集できません、こうだから、これは大型ごみでお申し込みくださいという簡易なステッカーなんですけれども、それを張らせていただいて置いて帰るということはやっております。

以上です。

- ○森委員長 はい、ありがとうございます。 ほか、いかがでしょうか。松山委員の……。
- ○松山委員 改善措置。
- ○森委員長 つまり、著しく危険だとか、職員の方の生命や健康を危険にさらすようなものであれば、当然、当該部局から市当局に対して改善措置が常にあるべきだろうというわけですね。それを手当で出しているというのはちょっと考えにくいんじゃないかという質問が出てるわけですね。それについてお答えください。生命、健康に関係あるはずですよ、

一応職員の方の。それについて、本当に危険で不健康なものであるならば、担当されてる 担当課が責任持って市の当局に改善措置を要求すべきじゃないんですか。そのことを松山 委員は質問されているんですけれども、ということでよろしいですか。

- ○松山委員 結構です。
- ○森委員長 私も……、はい、どうぞ。
- ○吉住環境部長 ちょっとお答えになるかどうかちょっとわからないんですけれども、基本的には環境部では労働安全衛生委員会という委員会を設けまして、組合も含めて現業職との、特にご指摘ありました内容について話し合いながら、必要なものについては予算要求等、特に腰痛ベルトとか、手袋だとか、もしくはマスク等について予算要求しながら対応してきております。

あわせまして収集課ですけれども、7時半に今朝礼を行いまして、基本的にごみの収集 は公道での収集ですので、車が通過している中で収集している。あわせて急いで作業をす るとかすると交通事故等の発生等も起こる可能性がありますので、その辺は丁寧に収集し てくださいという趣旨のことを朝礼の中で指導させていただいて、できるだけ安全な収集 業務ができるように啓発はさせていただいております。

以上です。

- ○森委員長 よろしいですか、松山委員。
- ○松山委員 はい、ありがとうございます。

であれば、著しく危険、著しく不健康といった場面も、僕は毎年毎年そういう局面は減ってくるであろうというふうに思います。過去10年間で相当改善されただろうと私は思いますが、現実はまだまだ少しわかりませんので、1つの例を、また先ほどの話ですけれども、改善するに当たって、例えば防塵マスクをつけたほうがいいんだけれども、簡易マスクをしている。それは防塵マスクのほうがいいんだろうけれども、予算がないからできなかったという発言がありましたが、そのとおりでしょうかということ。つまり、予算請求をされたんでしょうかということ。それ以外にどのような改善措置の請求を市当局にされてその結果どうなったか、1つ、2つ、具体的な事例を挙げていただきたいと思います。〇森委員長 それでは、ほこり等の粉塵等に暴露防止のために防塵マスクを本来要求すべきなんだけれども、市の財政のことを考えて云々という話がありましたので、その点についてですね。

○松田リサイクル推進課長 すみません、ほかにあるように思いますので、それを。

私たち、防塵マスクじゃなしに、普通のマスクをしてるというのは毎日交換したいという意味合いがあるわけですよ。埃をつけたままのマスクをまた使うというよりも、それを除いて、埃だけじゃないんですよね。雑菌から身を守るといってね。1日使ったら、もうほかしたいわけですよ。新たにまた新しいものを使って、衛生な形の中で取り組みたい。確かに防塵マスクよりは守る要素は弱いかもしれないですけれどもね。私たちにとっては、毎日の日々の健康保持という意味合いのほうを強調してやっているわけですよ。

○森委員長 申し上げているのは、防塵マスクを使い捨てにしたら一番安全でしょうと。 日々の業務でほこりとか、煙とかを吸い込むことによって職員の方の生命や健康に著しく 危害を与える可能性があるのならば、そうすべきだと思うんですよ。そのことを要求され ましたかというふうに聞かれていると思うんですけどね。

○松田リサイクル推進課長 今先ほど部長のほうからもお話がありました労働安全衛生委員会の環境部会というのをしておりましたが、そういう形での要求は現実には防塵マスクという固定した形では要求はしておりません。マスクをつけるとかいう形はありますけれども、その質にかかわって、これは防塵マスクにするべしというところまでの議論は、私たちの会議の中ではできておりません。

- ○森委員長 それは今のマスクで十分だというご判断だということでよろしいですか。
- ○松田リサイクル推進課長 ではなくて、そこまで話が進んでないというほうがいいかな と思うんですけれども。防塵マスクの効果云々を検討するという、少し手前の段階でまだ とどまってるという状況なんです。
- ○松山委員 本当に著しく不健康なものであれば、当然自分の身を守るという意味で、そういう議論をもっとしっかりと労働安全衛生委員会ですか、して、市のほうに予算請求をしていただければ、そんなに危険なものでもない、そんなに不健康なものでもないという 状況に私はなってくるだろうと思います。

そうすると、それ以外にこういう安全策があるよ、こういう対応策があるよといって考えながら予算請求というか、請求したにもかかわらず、認められなかった事例というのはないんでしょうか。

- ○森委員長 ほかの事例はないのかというご質問ですけれども、いかがですか。
- ○西山環境事業室長 すみません、環境事業室長の西山です。

労働安全衛生の関係ですけれども、従来、ダイオキシンの血中濃度検査とか、C型肝炎、B型肝炎、これらにつきましては、労安のほうで議論させていただきまして、その血中検

査なりを実施していただいております。

ただ、安易に未だかつて改善されていないという部分につきましては、主な部分では職場改善とか、収集課によりまして収集車両の後ろに後部が見えないとかいうことでバックライトをつけるとかいうようなその辺の部分につきましては、新しい車からいこうじゃないかというような形で改善はされてますけれども、旧車について、古い車についての新たにつけるとかいう部分につきましては実施されていないというような状況ですけれども、安全確保の面からいいましたら、やはり労働安全は職員の身を守るとか、一応安全確保という形でいろいろ議論はして、本当に大事な分につきましては予算措置して実施していただいているのが現状でございます。

○松山委員 今のお話の中で職場改善という言葉が出てきましたけれども、具体的に何で しょうかという点が1つです。

それと、暫時改善されていることのお話が最後にありましたけれども、であれば、3年前、5年前、10年前に比べれば、こういう業務の危険性、不健康性というのは随分と改善されたと、10年前はもっともっとひどかったと考えてよろしいでしょうか。

○西山環境事業室長 はい、ご質問のとおりでございます。

職場改善で改善されていない部分と申しますのは、職員が一日職場のほうで待機している部分もございますけれども、一日机に座ってじっとしていろという部分につきましても、それも無理がございましょうかと思います。その辺で、いってみれば、休憩室の確保なり、待機場所の確保なり、待機も時間的な制約もございましょうけれども、そういった部分の職場改善というところです。

- ○森委員長 じゃなくて、ご質問は手当にかかわる職場改善がされているんですかという ことですね。
- ○西山環境事業室長 手当にかかわる部分につきましては、労働安全衛生のほうでは余り 議論はされておりません。
- ○森委員長 それはどうしてですか。
- ○西山環境事業室長 特別勤務手当に絡む部分で労働安全のほうでは特に議論をしない、 する必要はないかと思いますけれども。
- ○森委員長 職員の方の安全とか、不健康な状態があるわけですね、著しく。それを労働 安全委員会で議論しないってどういうことですか。
- ○西山環境事業室長 先ほどの防塵マスクとか、安全作業服とか、その辺の貸与の関係に

つきましては、当然のことながら議論はしております。作業上必要なものであるから、こ ういったものを支給してほしいとかいう話は当然のことながら議論の対象となっておりま す。

○森委員長 はい、わかりました。

それと、松山委員からもう1つ質問があったんですけれども、職場のほうで職場改善の取り組みをされていると、過去に比べですね、10年とおっしゃいましたかね。

- 〇松山委員 例えば。
- ○森委員長 例えばですよ、10年前に比べると職場が改善されているから、こういった 手当ですね、著しく危険であったり、著しく不快である、こういう手当は減ってるのでは ない……減っているというふうに理解してよろしいんですねというご質問があったと思う んです。その点についてはどうですか。
- ○西山環境事業室長 その辺につきましては、定かではございませんが、平成18年に職員の不始末した報告がございまして、それから平成19年、18年ぐらいに一度その手当の見直しは行っておりますけれども、その辺で何がなくなったかというのはちょっと今記憶にはない状態です。
- ○松山委員 働いていらっしゃる方、御本人のことですよね。危険なこと、不健康いうのは自分自身のことですよね。当然、自分の体のことですから関心があって、それを改善していこうというのは当然の話であって、それを540円から1,000円もらえるからそれでいいんだという問題でないですよね。まず、自分の体を守ると、当然ですよね。それで、労働安全衛生委員会等々の場所で職場改善をきちんと提案してやっていただきたいと思いますし、そういう状況であれば、それから随分昔からというか、過去に比べれば私は改善されたであろうと、そのように理解しております。
- ○吉住環境部長 先ほどの質問ということなんですけれども、10年前に比べたら改善されたかという、今先生がお答え言っていただいたようで申しわけないんですが。

後づけになって申しわけないんですけれども、一応先ほども話題になりました労働安全衛 生委員会というのを年間4回程度開かせていただいております。

その中で、いろんな問題、防塵マスクの問題も含めて、公務災害がなぜ多く発生してるのかと、その辺も含めていろいろ検討しながら、必要な腰痛ベルト等については予算要求させていただいて、つけていただいた内容については翌年度で職員に支給させていただくということであります。その結果、10年前に比べたら、危険及び不快、不健康な作業と

いうのは大分改善されてきているというふうに認識しております。 以上です。

○松山委員 何もここの廃棄物処理作業手当でなくて、環境部全体にかかわることだろう と思いますけれども、少し視点を変えまして、危険な目に遭ったということで、先ほど幾 つも話出てくるんですね。包丁がどうのだとか、薬品物がどうのだとか、いろんな、確か にそういうこともあろうかと思います。

そういう中で、こんな危険な目に遭ったといういろんな事例を整理されて、みんなに注意を喚起し、そしてそれを改善していこうということは当然過去からされているだろうと思いますね。そんな危険なことが日常的に起こるなんていったら、やってられないですね、こんな仕事は。大変ですよね。それをできるだけ少なくするという、皆無にするというぐらいの気持ちですよね。そういう意味で、そういうような危険な状況はどういう場合があったかという具体的なまず事実の確認、そして事実の認識から始まって改善するんですが、そのような事例を整理されているでしょうかということをお尋ねします。

- ○森委員長 いかがでしょうか。今度はどなたが……環境部長さんでしょうかね。
- ○奥森収集課長補佐 収集課の奥森といいます。

先ほど委員の質問のとおり、どのような危険なことがあったか。収集課では特に燃やせないごみという形で月1回、収集をしておりますけれども、ある地域におきまして草刈り機の歯ですね、円盤状30センチぐらいの。そういうやつが数枚、燃やせないごみとしてほかの食器の壊れたのと一緒に出ておりまして、ちょうど収集車が回転式といいまして、ごみの投入口でごみをすくい上げて、それで押し込みますよう押して、後ろまで押し込むという形で、ちょうどすくい上げるときに、回転歯が下のファンところではね上がって、ちょうどはね上がって外へ飛び出して、それがたまたま職員の耳の後ろをかすめたという形で、まともであれば、もう顔面に刺さっているような、そういうふうな危険な事故とか、あとは収集作業中で、それも燃やせないごみの日でしたけれども、ごみが大きな爆発音とともに火災が発生して、あと職員のほうも初期消火という形で消火作業に当たりますけれども、そういう形で、どうしても初期消火でも消えなかって、あとはもうちょっと安全な広い場所でごみをあけて、あと消防車を呼んでとかいう形で、そのあけたごみの中でも、もうガスボンベがぼんばんはねたとかというような形の事故等も過去起こっておりまして、例えば先ほど言いましたように、ごみ搬入のとき、ごみ袋さげて投入するときに、出し方的には包丁とかは燃やせないごみで取りますけれども、例えば危なくないような紙で包む

とか、布でつつむとか、ガラスの割れたやつを危なくない処置をしてくださいという形で、たまにはそういう処置がされてないもので投入口に捨てたときに、またちょっと足のほうがすっと鋭利なもので切れたとかいうような形の事故等がありまして、そういうときには収集場所のほう、どの地域のほうのごみのとことか、大体の地域わかりますので、即刻自治会のほうとかという形で、こういう事故が起こりましたとか、こういう火災事故が起こりましたというチラシ文書をつけて、事故の再発とか啓発のほうに努めているような状態でございます。また、啓発の中でインターネットでもこういう事故等がありましたよとか見られるような形もとっております。

以上です。

○森委員長 はい、ありがとうございます。

実態についてはよくわかったんですが、松山委員からのご質問は、そういう起こった事故を全体として環境部のほうで把握されて、例えば一覧表なんかにして、それを労働安全衛生委員会でどうするかという対処を検討するとか、そういうことは当然されてきてるんでしょうねという質問なんですね。

○松田リサイクル推進課長 それはお答えします。

私、前年度の集計をとりまして、新年度当初にどういう事故が各課で発生したか、その事故の原因は何であるか、どのように対処したら今後防げるかという議論は毎年繰り返し行っているところです。それで各課で共有して、マニュアル化は文書としてはそういう一覧表でしかないですけども、それを糧として、もう再発を防ぐ手だてを各課で講じていただくと、そういう営みはずっと続けております。

○松山委員はい、ありがとうございます。よくわかりました。

であれば、5年前に比べて事故は減ってるということでよろしいですね。件数は減ってると考えてよろしいですね。

- ○森委員長 いかがですか、今言われたのは。
- ○松田リサイクル推進課長 火災事故についてはかなり減りましたし、部分的にというか、 個別にとらえれば、その事案については減ってるわけですけれども、新たな事故の発生と いうものがありますので、総体的な総数において変化は、残念ながらありません。少なく なったと、こう申し上げられることができたらいいんですけれども、種類は異なるように はなりますが、少なくなっているとまで言える状況ではありません。
- ○森委員長 ほか、いかがですか。

もう一度しっかりとお聞きしたいんですけれども、特殊勤務手当というのは、たとえ危険なものであっても、通常業務の範囲内と考えられる場合には、それは俸給によって措置されていると解釈できると。それを超える固有の特殊性危険性に対して支給されるのが特殊勤務手当であるという、こういう理解になっているんですよね。そこについて、どうもお話聞いていて、そこの線引きがなかなかあいまいな形になっているのかなという気がしたんです。そこについて何かこういうことですということでお話を最後いただきたいなと思うんですけれども。最後で、一旦区切りのところでちょっといただきたいと思うんですけれども。

○山田環境部参事 環境部参事、山田でございます。よろしくお願いいたします。

私、この職場にこの4月に初めてまいりました。ですから、今までごみというものについては家で妻から出してこいと言われて出す、それがごみの認識でした。

ところが、この2カ月、私、ごみ、自身出すに当たって、ごみの中身、そういうところに自分自身で注目をするようになりました。現実、先ほどありましたように、よく焼き鳥の串だとか、あんなものを当たり前のように突っ込んでいるんですけれども、先が出ていて、私自身がごみを出す際にちょっと怪我をしたというのが、こういうところにやはりごみというものについては、市民の方に目常において啓発しなくてはならないのかなという思いを持ったわけです。我々は奈良市のごみというのは当然、今言われます市長が直接責任を持った経営である直営事業でやらせてもらっております。がゆえに、我々は市民に対して、やはり市民の生活と密着したごみの行政でありますので、常に現場職員、また我々事務屋が市民とコミュニケーションを図りながらうまくごみの処理をできるようにしたいということを思っております。それがゆえに、そのために我々は、事務屋は事務なりのそれぞれの各課課長が述べましたところのことがありますが、そういうところの中でやらせてもらって、今先生方がこの産業廃棄物作業手当等々、通常業務の範囲で、それを超える量の問題であるというようなことをおっしゃったかなと私は……。

通常業務というのは、どれが通常業務かということになりますと、やはり当然ごみは集めるのが通常の業務であり、それを集めて、その日のうちにその日にきれいに処理、燃やすという、そういうところの向上が、それも当然通常業務だと、こう思っております。

しかし、ごみというのは、やはり衛生的なごみというものはあるわけでないので、その ごみを衛生的に、そして迅速に処理していくというところが私の思うところの通常業務を 超えるところの部分、衛生的なごみがすべて出ていれば、それはもうそれで済むと思うん ですが、そんなことは普通あり得ないかなというふうな思いもいたしますんで、そういうところが必要かなという思いを持っております。

ただ、通常業務というところの認識におきましても、それぞれの年齢的な構成もあります。10年前の年齢構成云々という、これはちょっと把握しておりませんが、そういうところのものもあると思うんですが、私としては通常業務という公務手当については通常業務とはごみを集める、燃やす、それが通常業務でありますが、それを迅速かつ衛生的に適正な処理していくというその部分がこの手当にあると認識しております。

以上でございます。

- ○森委員長 ということは、わかりやすくいうと、どこの自治体であってもですね、迅速 かつ衛生的にごみを処理する自治体であれば、当然、特殊勤務手当に当たるものを支給す べきであるというお考えであるということでよろしいですか。
- 〇山田環境部参事 私、単一としての認識におきましては、例えば産業廃棄等処理手当につきましても、中核市におきましても、35市あるうち、大方のところが出ております。ただ、出ているから必要であり、出ていないから必要でないというところまでは私、ここで明言はできないんですが、私は必要であると思っております。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○楠委員 委員からいろいろ意見はあると思いますけれども、ある業務というものを適正に行うというのは、これは当然の話であって、適正に行うことについての手当と言われると非常に抵抗感を覚えてしまうんですね。どんな業務でも適正に行うということは当然で、不適正に行うことが前提というような業務はないはずですから、そこは少し違和感を覚えるところです。もう一度特殊勤務手当についての解説、手元にある解説を見ると、その特殊性を恒常的または常態的にとらえることが困難な勤務及び標準化し、また画一化して評価することができないようなものというふうになっているんですね。この考え方についついなるというのが第一なのかなと。

私は、先ほどリサイクル推進課長さんにイレギュラーな状態というのが当たり前になっちゃっていて、通常あるべき姿とは違う状態で出されているということについて特殊性ですかと質問をしたんですね。そのときに、部長さんから、いや、そうじゃないという話だったので、それはそれで理解しましたけれども、そういうふうなことを意識しながら今議論しているんですね。だから、そういう状態があったとしても、それは評価はまたいろいろあると思うんですけれども、そもそも通常業務で評価できないような何か特殊性という

ものが一体どこにあるのかということを、それに対する特別なものだ、通常業務に含まれるんであれば、その法の趣旨といいますか、その制度の趣旨からすれば、それはそもそも特殊勤務手当の考慮すべき対象ではないというのがその制度の趣旨ですから、そういった観点からも我々は考えていかなければならないといったところで、松山先生もほかの委員の先生も同じような意識を持たれて、いろいろ聞かれているんだと思うんですよね。安全性に関しては、当然改善していく話なわけだから、どんどん危険性というのが少なくなっていくはずなのに、じゃ、危険性というのは何ですかという質問は、まさにそういうことだと思うんですよ。ですから、通常業務の中に当然安全性というものを配慮した改善というのは行われてしかるべきだという評価が前提にあれば、その部分に関してきちんと説明できないと、これ、通常業務で当然伴う危険性であって、特殊なものじゃないんじゃないですかといった話になると思うんですよね。ですから、その辺の話をどこまで情報提供いただけるかということがポイントになるのかなと。ちょっとコメントになってしまいましたけれども。

- ○森委員長 今の点について担当課のほうから、これだけはぜひ言っておきたいということがありますでしょうか。はい、どうぞ。
- ○山本環境清美工場長 すみません、環境清美工場です。

先ほどのをずっと聞かせていただいて、日常業務と言われていました。とりあえずは中間処理の搬入から灰の処分までの中間処理を行っておるわけですけれども、当然、通常業務、例えば1つ、炉の清掃灰、クレーンでごみを入れて、機械を操作している、その中で日常いろんな点検業務、清掃業務、いろんなことをしっかりしないと機械がまともに動いてくれないというのは日常の業務になっておりまして、その日常の業務でも、毎日地下の2階から、高さにしますと4階か5階までの間、全部階段上がって、全部すべての箇所、詰まりやすいところは毎日点検に行くんですよね。その辺についても、例えば落下の可能性があるところをクレーンの上に上がって、クレーンの調整を毎日しに行く。例えば落下すれば30メーターか40メーターのところで実際にクレーンのブレーキの調整をしたりしなければならない、そういう業務の中で、例えば何も機械さえまともに動いてくれたら、それが日常業務で機械の焼却炉の運転操作については、皆すべて私どもは機械が動いている中でチェックさせていただいておりますので、常にそういう点検、清掃、いろんな部分で、例えば炉の中を燃焼状態を映してるカメラがございます。それを毎日、日々、二、三時間ごとにその前の前面のガラスを交換するわけなんですが、実際にその作業に当たって、

例えばその際に、その中で何か、先ほど分別の云々で爆発云々と、各課の方もおっしゃったとおり、実際その窓をあけて、実際にガラスをさわっているときに、実際に爆発すれば800度から900度の熱気がもろに顔にかかるんですよね。そういったことがたまに起きて、全部爆風が飛んできたりというのは、結構、私たちも、今先生おっしゃったように、ヘルメット、防塵マスク、防塵眼鏡、それに安全靴、手袋、その辺のやつは当然火の仕事の中でつけるものですから、その辺のところは皆全職員でそういう対応はさせていただいていますが、実際にそれが、それも確かにその辺の実際に頭を打ったと、その辺の事故は減りましたけれども、日常の中で、そういう危険性を伴うというのは別に特殊な、特殊といいますか、それがもう日常、常にそういう中で仕事をさせていただいているというのが私どもは特殊性、危険性、もちろんごみを扱うという中で不快だというのは当然だろうと思うんですが、実際にごみピットに入って、何か落とされて実際にごみピットの中に入るときもございます。あの臭気の中で作業をする場合もございます。実際にそういった作業は伴いますんで、これは先ほどおっしゃっていた日常的な業務の中に常にそういう機械を扱う中で、そういう危険を伴うということをちょっとご認識いただいたらありがたいと思いますが。

- ○森委員長 今の環境清美工場の話ですね。
- ○山本環境清美工場長 はい。
- ○森委員長 はい、わかりました。
 - 一旦よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 どうもありがとうございました。

ちょっと一旦休憩、皆さんお疲れでしょうから、ちょっと一回休憩とりたいと思います。 時間が短くて、ちょっと5分ぐらいでよろしいですか。たばこを吸いたい人もおられるか もしれませんが、5分で大丈夫ですか。

それでは、4時まで休憩ということで、4時から再開したいと思いますので、よろしく お願いいたします。

(休憩)

○森委員長 それでは、再開させていただきたいと思います。

先ほどちょっと事務局と休憩中に相談させていただいたんですが、本日、予定してます 18の過重作業手当 (清掃) につきましては、施設での実際に作業されている現場を今週 の金曜日に見させていただく機会がございますので、それとセットのほうがいいだろうと いう判断で、本日は22番まで終わらせたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。担当の環境部さんのご協力ありがとうございました。

それでは、次16番目ですが、大型ごみ業務手当、環境部のまち美化推進課ですね。お願いします。

○石部まち美化推進課 まち美化推進課の石部でございます。

大型ごみ業務手当でございますが、一応先ほどから議論になってる中の特殊性という意味からいきますと、この中で特殊性というのはふれあい収集だけで、その他の分につきましては、一日の業務量を超えた分についての手当だとご理解願えればと思います。

奈良市のごみの収集に関しての市民のニーズは、少しでも早い時間帯に収集してほしいとのニーズが強くあります。このような状況の中で、一日の業務量を超えた分を時間外で収集に行くというのは、やはり収集業務の中ではそぐわないやり方かなと思っております。このような中で、現在は一日の業務量を超えた分につきましては、職員の努力によりまして、集中的作業を行うことにより時間的な話ですが、時間を短縮して、本来の一日の業務を超えた部分を余った時間で収集に行って、何とか処理をしていくというのが現状でございます。

あと集中的業務という表現がいいかどうかわかりませんが、これをやることにつきましては、やっぱり健康面、精神面にやはり職員にかなり負担がかかっているようにも思われます。これに対する手当とお考え願えればどうかなと思います。

具体的に大型手当の内容について少し説明させていただきます。

「二人乗車」の場合ということになりますが、本来、大型ごみの収集作業は3人1組で回らせていただいておりますが、休暇等の関係でどうしても2人乗車になる場合もございます。こうなりますと、通常の業務より多くの負担になるということで手当を出しております。

次に、可燃収集ということですが、奈良市は分別収集を行っておりますので、大型ごみが基本的には不燃ごみということで収集をさせていただいております。プラス、同じく再度可燃で回らせていただきますので、同じコースを2回回る2回目につきましては、手当でさせていただいております。それとあと、一日の業務量を大きく超えた場合につきまし

ては応援ということで、先ほど申し上げた時間短縮、昼からでの作業を極力前半で終えて、 それから再度また大型収集に向かうということで手当を出しております。

それと、ふれあい収集でございますが、これは単身高齢世帯とか、身体障がい者の世帯で、いわゆるごみの搬出が本来出すべきところまで出せないという世帯につきまして、身内もどなたもおられないという場合につきましては、こちらからその世帯へ出向きまして、家の中まで入りまして、本人立ち会いのもと、ごみを搬出して大型ごみの回収に当たっているということでございます。

次に、有害ごみは、これも分別収集の一環といたしまして、可燃ごみで有害という取り 方をしておりますので、これだけで行けば、通常業務以外という判断でさせていただいて おります。

大きくこういうことになりますが、本来でいえば、一日の業務量を考えますと、この手 当がなくなるとしたら、現在行っている業務の3分の2程度しか一日の収集量を確保でき ないかなと思っております。

以上でございます。

○森委員長はい、どうもありがとうございました。

それでは、ご質問等をお願いしたいと思います。

最後に言われた点なんですけれども、ちょっと理解しにくかったんですけれども、手当がなくなったら、3分の2しかごみが集められないというのは、どういう……。

- ○石部まち美化推進課 一日の業務量として、手当をなくしたら、もう時間外で後の分を 回るかということになるとは思いますが。だから、時間外を出すか、もしくは時間外の手 当で処理して、現行を維持するという方法を言って。だから、一日の業務量を超えた分の 話でございますので、一日の業務量を考えれば、現行の3分の2程度になると思われます。 ○森委員長 上回ると時間外になるんですか。
- ○石部まち美化推進課 集中的にいわゆる休憩もとらずに、午前中一生懸命回ってきて、本来は7時半から業務は始まっておりますが、11時で食事でございますが、12時を回って取ってきて、そこで休憩してということ、順に回ってということ、だから、ずっと業務をやって帰ってくる。残った時間で再度応援とかという形で回らせていただいております。
- ○森委員長 それは奈良市のほうでは、本来、時間外手当の対象になる勤務なんですか。
- ○小西総務部長 ちょっとよろしいでしょうか。
- ○森委員長 はい。

○小西総務部長 この今ご説明させていただいている大型ごみ業務手当というものは、先ほど言いました屋外収集以外につきましては、どちらかといえば、18番の過重作業手当の大型ごみ版いうような形になっていますので、いわゆる奈良市の主に収集部門というのはノルマ制採用と、これ何回か議論にはなったと思いますが、職員1人の一日の業務量をノルマ量というふうに定めまして、それを超える部分については過重手当ということで、作業手当化、特殊勤務手当化をしておりますので、そのことでも大分議論にはなったと思いますけれども、そのノルマ作業を与えている現場作業と環境部全体の労務管理のあり方の考え方等について、過重作業については議論していただいたらなと思いますので、今大型ごみの通常を超える業務量の作業部分の手当については、この過重作業手当部分で議論していただければ結構かなと思います。

それと、それ以外の部分につきましては、先ほど石部のほうから説明ありましたふれあい収集というものを、これはちょっと若干異なる視点の部分がございますので、こちらについて議論していただいて、残りの一定の作業量を超える部分の作業をしたことにおける手当という部分については、この18番の過重作業手当の部門でその是非を議論していただいたらというふうに思いますけれども。

- ○森委員長 このサジェスチョン、委員の皆さんいかがですか。
- ○松山委員 いや、これはこれで今やったらどうですか。
- ○森委員長 また過重作業手当のところで同じような議論になるかもしれませんけれども、 やったらどうですかという意見が出ているので、少し議論させていただければなと思いま すけれども。

確認ですけれども、ふれあい収集以外については量の問題であるというふうなご説明が ありましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

- ○石部まち美化推進課 はい、そのとおりでございます。
- ○森委員長 量の理解で、量であるということでよろしいですか。
- ○石部まち美化推進課 はい、そうです。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 すみません、ここのところで二人乗車等々を有害ごみでありますですけれど も、通常の勤務いうのは就業規則にあると思いますけれども、勤務の体制、普通は朝9時 から5時であるとかいうことがありますけれども、ここはここの皆さん方の勤務の実態と いうか、どのように決められているかということを少し簡単に、朝何時から何時に終わる

かと、決められた時間ですね、それをちょっと教えてください。

- ○石部まち美化推進課 就労時間は朝7時半から、昼11時から45分休憩をとりまして、 4時までの勤務となっております。
- ○松山委員 わかりました。 7 時半から 4 時までで、11時から11時45分まではお昼休みということですね、わかりました。ありがとうございました。

例えば二人乗車でとか、定期収集ですか、応援収集ですか、これ4時までの間での話ですか。4時以降、5時とか、6時とか、7時の話なんですか、これは。

- ○石部まち美化推進課 いや、4時までの話でございます。
- ○松山委員 4時までですね、ここは。5時、6時、7時、8時の仕事になれば、残業手 当が出るんですね。
- ○石部まち美化推進課 当然出ます。
- ○松山委員 当然ですね。
- ○石部まち美化推進課 はい。
- ○松山委員 わかりました。

だから、4時までの勤務で通常の業務より、先ほど最初の説明で多いとおっしゃいましたけれども、通常の業務とは一体何かというのがよくわからないので、もうちょっと。勤務時間はわかりました。通常の業務より多いということ、ノルマ制ということも先ほど部長からありましたけれども、私ちょっとよくわからないんで、通常の業務より多い、通常の業務って一体何ですかということについて、ちょっとご説明お願いします。

- ○森委員長 そうですね。ノルマ制も含めて通常業務とは何かという点について、ご説明 いただけますでしょうか。
- ○石部まち美化推進課 通常業務につきましては、奈良市の特殊勤務手当に関する条例の 施行規則に関する基準という形で設けておりまして、その中身ですね、大型ごみの場合、
- 3人で行う収集箇所を一応40カ所程度、不燃大型ごみの収集・運搬というのが一応通常 業務と基準内ではされております。
- ○森委員長 就業規則があるんですね。今のはノルマ制のことですか。ノルマ制の関係があるんですか。
- ○石部まち美化推進課長 一応基準がありまして、それがいわゆる一日にやっていただく 業務量で、それを超えれば過重ということで。
- ○森委員長 それが、だからノルマということになるんですね。

- ○石部まち美化推進課長 はい、そうですね。
- ○森委員長 はい、わかりました。
- ○事務局 第1回にお配りしてございます、特殊勤務手当に関する条例施行規則の施行に 関する基準というものございます。その基準の第2条のほうに大型業務手当についての記 載がございます。
- ○森委員長 第2条の……規則の施行に関する基準の第2条。事務局、これですか。これ は何か、これじゃない。電話受け付けの作業とか何かで。
- ○松山委員わかった、わかった。
- ○森委員長 2条の2か、2条の2ですね。大型ごみ業務手当の第2条の2ですね。今これをご説明されたということでよろしいですか。
- ○石部まち美化推進課長 はい、そうです。
- ○森委員長 これが定められていて、これをこういう分については今の手当ですね。
- ○石部まち美化推進課長 はい、第2条の2項のほうで、超える分ということで上げさせていただいて……。
- ○森委員長 大型ごみ業務手当が出されているということですね。
- ○石部まち美化推進課長 はい、そうです、はい、結構です。
- ○森委員長 わかりました。

それじゃ、引き続き、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

○松山委員 わかりました。施行規則に関する基準ですか、大型ごみ業務手当第2条第2項に、例えば1つは、職員が2人で行う定期大型ごみ収集は対象になりますよということですね。だから、3人で行ってるのは対象にならないんだけれども、2人で行えばなるということなんですが、2人で行えば、これは事実上過重作業手当というふうな内容ですよというのがあったんですけれども、3人のところを2人でなると、著しく過重になるんでしょうかと、著しく通常にない勤務になりますかということについて、ご説明をお願いしたい。

それ、あともう1つは、その後の定期可燃収集も定期大型ごみ収集を引き続いて行う可燃大型ごみの収集も特殊勤務手当になりますよということに一応決まりではなっていますから、それはそういうことまでやれば、幾ら4時までの勤務時間内であろうと、そこまですると大変な作業になって、場合によったら健康も害するということになるということでしょうから、その説明をお願いします。

○石部まち美化推進課長 まず、「二人乗車」の場合でございますが、大型ごみの場合は 基本的には運転手と、大型ごみは戸別収集、いわゆる電話リクエストによって戸別収集を 行っておりますので、毎日行く場所が異なります。あくまでも、だから、地図を見て、基 本的には家の前までは出していただいておりますので、地図を見る職員と作業員とこのよ うに乗っている、当然、地図を見る職員も作業の際はおりて、皆やるんですけれども、こ この業務も3人でやっておるところを2人でやれば、作業内容も率がふえますし、いわゆ る運転と地図の関係につきましても少し負担がかかるという状況になっております。

次に、可燃ごみの場合でございますが、不燃を約40程度取りに行った後に、可燃ごみを取りに行くということにつきましては、この件に関しましては、ゆっくりやれば4時までいっぱいかかるかというと、ちょっとそれは何とも。しかし、労働量を考えますと、やはり可燃の40件程度がいいという判断のもと、不燃がいいという考えで、後の可燃につきましては、やっぱり過重という考えでおります。

○松山委員 ありがとうございます。

2番目の定期可燃収集ですね。大型不燃ごみを収集するのが本来の通常業務であって、 その後行う大型可燃ごみの収集までやると通常業務以上のものですよということのようで すが、であれば、教えてほしいんですが、大型可燃ごみを収集しないで、大型不燃ごみだ けを一日の仕事とすれば、大体おおむねどのような勤務状況に現実はなっているんでしょ うかと。つまり、大型可燃ごみを収集しないで、大型不燃ごみだけを収集する場合、ここ の職員の方々は7時半に来られるんでしょうけれども、どういう勤務状態になっているの か、教えていただければ。

○石部まち美化推進課長 恐らく3時間から3時間半程度で、ちょっと地域にもよりますが、遠方であればもう少しかかるかわかりませんし、近隣であれば、多分その程度……実質、休憩なしに走ったと場合でございますけれども、程度かなと考えます。

○松山委員 確認しますけれども、今のお話であれば、7時半に出勤されて、就業準備を行って、そこからスタートして、7時半から、8時にスタートしても8時から9時、10時、11時、3時間であれば、場合によったら11時半になるかもしれませんが、昼休みは少しずれるかもしれませんが、その辺で終わるだろうということに一応なるかなと思います。もちろん、その後は可燃ごみ収集に行かないんですわね。その場合、4時までの勤務時間ですから、4時までの勤務時間の間は一体何をされているんでしょうか、教えてください。

- ○石部まち美化推進課長 現在はすべて可燃ごみのほうを収集に回っておりますので、当 然、昼からも可燃ごみを収集しております。以後、帰りましたら、いわゆる応援がない限 りは、車の清掃等、あと自分の健康管理という形でやっておると思います。
- ○森委員長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。
- ○松山委員 今の。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 すみません。不燃ごみを収集した後、11時から12時ごろ終わって、昼食後はですね、確認ですけれども、通常は大型可燃ごみの収集に行かれてるということでしょうか。
- ○石部まち美化推進課長 はい、そういうことでございます。
- ○松山委員 このような基準というか、規定というかがあるので、それが過重作業手当というか、大型ごみ業務手当ということになって、一日当たり、これは1,500円ですか、出てるということでの理解でよろしいんですね。
- ○石部まち美化推進課長 そうです。
- ○松山委員 そこで、私の一応の締めくくりの問いとして、もう一度お尋ねしますが、午前中に不燃ごみの大型を行き、午後から4時まででしょうが、昼食後可燃の大型ごみの収集に行かれるということが多いようですが、それが著しく例えば不健康だとか、そのような問題につながるとすれば、どんなようなことでしょうかと、この1点についてお答え願います。
- ○石部まち美化推進課長 当初できたこの基準につきましては、ちょっと私も詳しくはわかりませんが、現行、作業をしている中で思いますと、いわゆる毎日の重労働につきましては、やはり40件程度回ってくればかなり疲労すると思われます。休憩をとって、やはり翌日の作業につなげるのが本来の姿かなと思います。その中で、やはり可燃を再度行っていただいてるという状況があるので、私としては適切な手当かなと判断しております。
- ○森委員長 ちょっと関連してなんですけれども、現実には昼から大型可燃ごみの収集に 行かれているわけですよね。つまり、著しく危険であったり、不健康な勤務が常態化して いるということで、理解でよろしいですね。
- ○石部まち美化推進課長 それはそうですけれども、先ほども申しましたように、これは 特殊勤務というよりも過重という考えでございますので。
- ○森委員長 私が聞いているのは著しく危険とか不健康で、本来の特殊勤務手当の…。

- ○石部まち美化推進課長 ごみ収集全般にわたりましては、やはり著しく、大型ごみの作業は一番最初に申しましたように、危険な作業でありまして、埃が多かったり、いろんな形で不健康な作業でございます。
- ○森委員長ですけど、この特殊性がよくわからないんですけれども。
- ○石部まち美化推進課長 だから、この大型ごみの手当については、特殊性というよりも 過重という認識していただいたほうがご理解願えるんじゃないかなと思います。

現在、再任用職員を除いて正式職員は30名でございます。

- ○森委員長 それで、過重でもいいんです。過重というのも不健康ですよね。不健康だし、 著しく危険な、疲労がたまってくると、当然危険が想定されますよね。事故とかは起こら ないんですか、そのことによってですよ。
- ○石部まち美化推進課長 疲労があったから、直接事故につながったかどうかの因果関係 まではちょっと把握しておりませんが、けがとかいうのは時々ございます。
- ○森委員長 それはこの業務特有の、つまり過重作業との関係というふうに言えるわけで すか。
- ○石部まち美化推進課長 その辺の因果関係はちょっと私は何とも。思いだけで言えば、 当然疲れてくれば、職員がですよ、顔色見て疲れてるなというときにはやはり怪我が多い かなとも思われます。
- ○松山委員 今の件ですけれども、過労運転は一応道路交通法で禁止になってますよね、 違反事項ですよね。過重ということは、当然、過労になるということになると、今度は道 路交通法の問題も出てくると思います。このまち美化推進課の中でそのような問題、手当 が出るとか出ない以前の問題として、そんな過労な状態で運転をするというのは、何も運 転手だけじゃなくて、当然、歩行者にも大きな問題がありますから、そういうことをなく していこうというような議論はないんですか。
- ○石部まち美化推進課長 当然、いわゆる応援とかいう不足で追いかける部分につきましては、当然、職員が十分な充足がない中で、精いっぱい現状いる職員の中で極力とれる範囲で手当を出してやっておるのが現状でございます。
- ○楠委員 ちょっとコメントに近いのかもしれませんが、今のお話でもう受忍限度をはる かに超えるような労働をさせるということはあり得ないと思うんです、労務管理上。もし そうであるから、はるかに超えるんだけれども、手当を出すことによって無理やりやらせ ているのであれば、それは非常に大きな問題だと思うんですね。そうでないのであれば、

それはむしろ通常の職務の範囲内だというふうな評価になってしまうと思うんですね。

これ、いろいろ見てると、どうも何か歩合に近いのかなという印象をまず1つ受けることと、あと通常業務とは何ぞやという話で、先ほど基準がありましたけれども、その基準を超えるものは通常業務じゃないと。ということは、通常業務の範囲というものを基準で決めてるから、今みたいな問題が出るわけで、それ以外だって規定かどうかということをどこかで考えなきゃいけないわけですよね。そうすると、そもそも職務の内容としてこういった業務というものが通常の範囲になるべきかどうか、そこでまず基準をつくると。それを超えた受忍限度をはるかに超えてしまうと、それはもうさせてはいけないという話になるんでしょうけれども、それを超える特殊性というのは何かということで、その基準を見直すという形になると思うんですね。ですから、この委員会、特勤の委員会ですから、特勤のあり方についてはいろいろ議論しないといけないと思うので、そういったことも含めて見直さなきゃいけない。

今のご説明ですと松山先生おっしゃったような問題は常に出てくると思うんですよね。これはもう受忍限度を超えてますと、超えてるものを無理やり回ってるんですとなると、それ自体が労務管理上の問題ではないかと。仮にそういったことをさせ続けて、その職務に関連した病気とか、けがとかしたときには、それこそ労務管理上の問題ですよね。大変なことになると思うんですね。ですから、今のご説明だと、少し現状は大変な状況になっていると、それしか今問題じゃないかというふうに思わざるを得ないので、だから、実際にはどうなんだということに関してはなかなかわからないところもあるかもしれませんけれども、現状というのがおかしいということに関しては言えるんじゃないかと思うんですね。

- ○森委員長 今の点についていかがですか。
- ○石部まち美化推進課長 確かに人数が十分でない中、市民からのニーズ、いわゆる大型 ごみの申込件数が数ある中、何とか処理したいという思いで、毎日こういう形で処理させ ていただいております。余り職員が過度に過労になるようであれば、それはその点につい ては考慮していかなければならないとは思います。
- ○楠委員 今のようなご説明、いろんな委員の質問もありましたけれども、やはり特殊勤務手当という性格上、今言ったお話の中に特殊性というものがどこかというと、基準に書かれた通常作業の範囲というものを超えてるかどうかという話で特殊性があるかどうかという話になってるわけですよね。

そうすると、その基準自体というものをゼロベースで考え直すんであれば、もう特殊でないという話になるんですよね。むしろ先ほどの話もありましたけれども、作業量の関係ということを議論しなきゃいけない話で、特勤の話なんかというのがやはりこれは疑問なしとしないといけないというふうには思いますね。ほかの委員の方、どういうふうに思われるかわかりませんが。

- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 今の楠先生の意見と大体一緒です。変わりません。

基準はちょっと別にしてお尋ねしたいことは、こういう職をしていただいてる皆さん方は過重作業だとお思いになってるんでしょうね、きっと。大変な仕事やってると。しんどうて、しんどうて、たまらんということでしょう。

- ○石部まち美化推進課長 はい、職員は過重労働ということは当然認識した上で。
- ○松山委員 だから、当然こんな、こういう特殊勤務手当みたいなこういう手当もらって 当然だと皆さん方はお思いになっているんでしょうね。
- ○石部まち美化推進課長 現段階ではそう認識していると思いますが。
- ○松山委員 はい。だからこそ思いはると。そうでなかったら、返上されると思います。 お尋ねしたいのは、皆さん方はそう思われるかもしれませんが、やはり客観的にこうい う作業が午前中はこれして、午後からして、4時に終わるという作業が本当に受忍限度を 超えるか超えないか、そこのというか、本当に過重な作業に該当するのかということをや っぱり市民に説明するためには、その辺のところをきちっと説明できないといけないだろ うと思うんですね。だから、自分たちはそう思われるかもしれませんが、第三者というか、 市民だとか、その辺の人たちが本当にそうなのと。それに対してどのようなことをすれば いいのかなということを皆さん方、職につかれている皆さん方はその辺についての説明を どうしようかなという点について、今まで議論されたことがあるでしょうか。
- ○石部まち美化推進課長 私は昨年から環境部に来ただけですけれども、やっぱり市民から清掃職員の一日の業務量についてね、問い合わせがあったのかどうか、その辺はちょっと定かでないんですけれども、私としてはちょっとわかりません、申しわけございません。 ○森委員長 いえいえ、要するに受忍限度を超えてる業務をさせてると、恒常的に、全員にさせてるという認識なんですか。
- ○石部まち美化推進課長 それはあります。
- ○森委員長 それ自体の改善の方策等を職場で話し合われた、議論されて、市の当局へ要

求されたというようなことはあるんですかという、そういうことだと思うんです。

○石部まち美化推進課長 毎年、職員の不足につきましては、人事当局に要求を出させていただいております。また、私どもの課は高齢化も進んでおりまして、年配の職員もおるので、いわゆるもう少し若い職員なり何なり、いわゆる補充も要望してるのは現状でございます。

○松山委員 皆さん方はそう思いになっているんだけれども、市民の方に説明するに当たって、これだけの業務は、今現状おやりになっているお仕事が本当に過重作業に当たるかどうかという点について第三者からの評価をもらえばいいわけですね、第三者から評価もらえれば、自分たちが言うんじゃなくて。

だから、そういうことをやっぱりしてみようというようなことをお考えになったことはないんですかということを、現場サイドとしてのお考えをお尋ねしたわけです。

○石部まち美化推進課長 こちらから市民なり、客観的な方々に説明しようという意識を 持ったことはございません。

○楠委員 関連するんですけれども、先ほど他の課のリサイクルだったと思うんですけれども、北九州のがありましたね。そういうふうに3対1であるとか、そういうふうな客観的なデータが出てきて、こういうふうに過重じゃないかということを積み重ねていくと、適正な水準というのが見えてくるんじゃないかと思うんですよね。

あと、これは特勤の委員会なので、完全に踏み越えてしまうかもしれませんが、例えば そういうふうなものを考えていくときに、奈良市では一部、例えば民間委託とか、要する に拡大していくというふうなことですので、そういった観点から具体的に民間だったら、 どのくらいでやるんだろうかとかといったところの比較というのも当然考慮すべき点だと 思うんですよね。ですから、単純な比較ってなかなかできないというのが事実だと思うん ですね。データで数字だけ並べても実態が違ってたり、業務の範囲が違っていると、実は 比較できないこともあるかもしれませんが、比較できるものは比較していかないと、そも そもどこが適正なのかというのがわからない。だから、民間あたりに実際にやらせるかど うかは別にしても、そういったものからデータを集めてみるとか、そういうふうな工夫と いうのはされていかないといけないとは思うんですね。

ただ、これはなかなか現場だけでできる話じゃなくて、市全体として対応していかない といけないので、なかなか現場の方々がこうしたらいいって一方的には言えない話だと思 うんですけれども、そういったものを積み重ねていかないと、やはり特殊な勤務だという 形に、今のお話の流れでいくと、本来の趣旨とはどうも違うんじゃないかと。どちらかというと作業量の話になっているんじゃないかとか。こういうのが続いていくと、だんだん説明できないものはやめていきましょうということで、どんどんそういうふうな方向になっていくのであれば、それはおかしいんじゃないかというふうなことを言われるんであれば、データを出していかないといけないと思うですけれども、その結果、どうするのかというのは適正な何か例えば条件というのがあるとは思うんですけれども、どうも今までのお話を聞いていると、一部ではそういうふうなデータの話もありましたが、なかなか出てこない。今の話だと、そういうことを積極的にもやったこともないということなのであれば、特勤の話はちょっと別なんですけれども、特勤は特勤で、この趣旨に合ってるかどうかということで判断していくべきだと思いますけれども、どうも十分な情報がないというか、説得できる情報がないという、特に市民との関係で、市民に対して「これこれこういう理由でこうなんです」というふうなことを説明できる材料がないというふうに思えるんですがね。これはコメントでございます。

- ○森委員長 他はいかがでしょうか。現場のほうからでも結構ですけれども、よろしいで すか。
- ○松山委員 それじゃ、最後1つだけ。有害ごみの収集に従事した場合ということがある んですけれども、有害ごみとは一体何でしょうかということと、そのごみは本当に危険で すかと、それほど危険なものがあるんですかということについてお尋ねします。
- ○石部まち美化推進課長 有害ごみは一応蛍光灯と乾電池も有害として回収しております。 蛍光灯の中には、一応水銀が含まれているということでございますので、割れたりすると 危険かなとは思っております。

以上でございます。

- ○森委員長 ちょっと関連して教えていただきたいんです。一般の市町村でも、今のご質問の蛍光灯とか、電池というのは有害ごみの指定になっているものなんですか。
- ○石部まち美化推進課長 多分、蛍光灯については有害の指定になっていると思います。 乾電池につきましては、近年、いろんな傾向があると思いますんで、まだ依然、奈良市の 場合は有害として処理しております。
- ○森委員長 はい、わかりました。
- ○松山委員 ごみ自体が有害なんですね。
- ○森委員長 ほかにいいですか。

また次回、過重作業手当については次回また意見交換する機会があると思いますので。 それでは、次、大型ごみの関係で同じような議論……次、廃棄物等現場指導業務手当と いうことで、環境部から企画総務課と環境清美工場ですね。よろしくお願いします。続け てお願いします。

○髙橋企画総務課長 そうしましたら、すみません、企画総務課の髙橋でございます。 廃棄物等現場指導業務手当についてご説明申し上げます。

まず、具体的には展開検査に従事する者としております。今手元の評価シートにご覧いただいてますとおり、一般廃棄物収集運搬業者が環境清美工場にごみを搬入する際に、いわゆる分別ができているか否かというふうな抜き打ちの検査を行っております。また、他の目的といたしましても、他の市町村の廃棄物が持ち込まれているかどうかというふうなことを確認するものとしての業務内容でございます。

著しく危険あるいは不快、不健康、その他、通常業務でない業務ということで、シートのところにはチェックを書かさせていただいておりますが、従前からご説明させていただいたとおりでございますが、ごみ運搬車両に積載されているごみ、いわゆる生ごみあるいは空き缶、空き瓶、医療器具、建築資材等、いろいろなごみの内容はございますけれども、これらを手作業で行うため、著しく危険というふうな表現でございますが、そのように不健康な通常にない業務ということで判断させていただいて、上げております。

企画総務課からは以上でございます。

○山本環境清美工場長 廃棄物の業者さんの本名で分別してるかどうかということを抜き 打ちで検査させてもらっています。それは企画総務課が企画して、工場が手伝う形でやっ ていますけれども、ピット前に業者さんのパッカーをとめて、一度そこへ上げます。それ を一つひとつ袋をあけて、中にどんなものが入っているか、市外ごみが入っているかとい うのを一つひとつ開けて中を確認してます。その中で出たものを一つひとつチェックして、 またそれをまた業者さんに指導しております。そのときにもいろんなごみが入っています。 それは手作業でやっています。

- ○森委員長 それは共同でされているということですね。
- ○山本環境清美工場長 はい、そうです。
- ○森委員長 わかりました。それでは、今のご説明につきまして何かありませんか。はい、どうぞ。

- ○楠委員 項目が指導業務となっていますけれども、実際には物を扱うということなんで すね。
- ○山本環境清美工場長 はい。チェックシートがありまして、それにどこで収集したかとか、どういったものが入っていたかというものを書いて、それをまた、もうすごいごみが入っているときは、業者さん呼んで指導してもらっています。それは企画総務課の方にしてもらっています。その手伝いを工場がしています。
- ○楠委員 実際の検査の現場に立ち会われて、それで検査を自ら行うわけですか。
- ○山本環境清美工場長 はい。
- ○楠委員 はい、わかりました。
- ○松山委員 確認だけ。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○松山委員 確認で教えてほしいんですけれども、前もちょっと委員会で話になったんですけれども、この手当金額が少ないんですよね。清美工場では実績はゼロ円ということになっていますが、特殊勤務手当と直接関係ないんですけれども、産業廃棄物の搬入なり、他の市町村の廃棄物が持ち込まれていないかどうかの検査を行うというのが1つの代表的な理由でしょうけれども、いわゆる必要な回数というか、きちっとその辺は行われているんでしょうかという、行われているんだけれども、支給が余りなかったというのか、そこのところをちょっとお尋ねします。
- 〇髙橋企画総務課長 具体的には展開検査の回数なんですけれども、23年の実績といたしまして6月から2月までの間、約5カ月、一月に2回から3回のペースで行っております。

ただ、搬入時12月とか、あるいはもう4月、5月等については、家庭の搬入ごみがたくさんございますので、その辺の状況を見ながら行っているというふうなところでございます。

以上でございます。

- ○森委員長 それで、大体回数としては適切だというふうに判断されてるんですか。
- ○髙橋企画総務課長 できる限り回数を含めて多くして、少しでも分別指導、ごみの発生 抑制、再使用、再利用につなげていくには、やはりこういう取り組みが必要かと考えております。
- ○森委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまの手当につきましては、これで終わりたいと思います。

次、19番です。動物死体収集作業手当ですね。環境部の収集課から、大体わかったんですけれども、簡単にお願いしたいと思います。

○後藤収集課長 収集課でございます。

今、先生がおっしゃったように、大体もうわかっていただいていると思うんですけれども、収集課のほうでは、市内で道路上のほかに動物の死体があるということで通報を受けたときに、それを収集させていただいております。これについての業務につきましては、やっぱり動物の死体ということでいろんな場合があり、もう形もないような場合もありますし、うじがわいていてどうしようもないとか、私も経験あるんですけれども、目が痛くてそばへ寄れないぐらいのにおいのするときとか、やはりこの業務をしないということは、市民生活上、大変衛生上も悪いですし、問題があると思いますので、手当のほう支給させていただいております。

以上です。

○森委員長 はい、ありがとうございました。

今の手当についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

ありがとうございます。

それでは、本日の最後ということになります。

大型特殊自動車等運転手当ということで、これも環境部のほうから3つの担当課のほう 入っておりますので、順にご説明お願いしたいと思います。

○松田リサイクル推進課長 リサイクル推進課です。

私どものリサイクル推進課の分室にありますガラス瓶のピットといいますか、ストック しておくストックヤードですけれども、ここでガラス瓶を破砕して不純物を摘出します。 普通でしたら、破砕機があって、コンベアがあってというふうな、他の市町村にはそうい う設備がありますが、当市は何もありません。

したがいまして、職員の技術によって、非常に繊細な技術によって破砕を行っております。これは特殊な能力といいますか、単に資格を有するだけでは不可能です。割り過ぎますと残渣になってしまって使いものになりません。返品になるという品物ですんで、適当な破砕を行う。くっついています、要は取れるものは手で取ってるんですが、どうしても金具等、取れないものがあります。こういうものを破砕するわけですけれども、できるだ

け原形を残しながら破砕をしていくという作業なわけです。この任に当たっていただいているのが横におります中村補佐が指導に当たっていただいて、係と指導員のメンバーあるいはそれ以外の職員も徐々に育てないと一遍にできませんので、すぐにそれなりの技術が身につくわけではありません。何年も熟練をする中で磨かれる技術ですので、そういう特殊性というものをかんがみて、適切な手当であるというふうに判断し、支給させていただいております。

- ○森委員長 続きまして、環境清美工場ですね。お願いします。
- ○山本環境清美工場長 環境清美工場です。

先ほども工場のほうの係がいろいろ仕事を業務的に焼却炉の担当の係、それから不燃大型ごみの係、それから灰の灰出しの係といろいろとございますけれども、それぞれ大型の特殊自動車の業務に従事しています。

例えばまず、不燃ごみの大型ごみの破砕処理の部分でいいますと、ブルドーザとかいう 部分で、不燃ごみが来た場合に、ストックヤードのところにごみを落として、出していた だきます。そして、そこからかなりごみがたまってきますと、ブルドーザ等で固めて、持ち上げて上に堆積させるようにブルドーザで処理をして、あるいはまたごみが多くなれば、その不燃ごみの上にブルドーザで上がり、踏み固めてというような形の特殊な技術が要る 作業をしているわけでございます。そういうことで、補足、ちょっと説明してもらいます。〇森委員長 何かありますか、よろしいですか。

- ○じん亭環境清美工場長補佐 説明させていただいてよろしいでしょうか。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○じん亭環境清美工場長補佐 今課長が申しましたとおり、破砕ごみの処理等にかかわりまして、そういう予備圧縮、予備破砕という形でブルドーザという形で大型重機の従事をしておるんですが、あとパワーショベルにつきましては、大型鉄という部類のごみがございまして、その辺のところの分類ですね、人間の手でできない部分をパワーショベルでもって分類をするという仕事もしております。あとは、もう1つの10トンダンプにつきましては、工場の中で焼却過程の中で出ます焼却灰、その灰をクレーンで10トンダンプに積みまして、それを埋立地のほうへ運んでいただいておるんですが、その他長距離を移動しまして、交通事故、そのようなところで危険という意味合いも含めまして、分類手当の支給をさせていただいておるという感じでございます。
- ○森委員長 次に、土地改良清美事務所です。

○小屋土地改良清美事務所長 土地改良清美事務所です。

当事務所の大型特殊自動車等運転手当につきましては、一般廃棄物処分場へ搬入されました焼却灰に処分1に対しまして2の山土をまぜて埋立地で埋め立てを行っております。この埋め立てに使います土につきましては、近くの山を切り崩して、その土を埋立場まで運搬して、埋め立てを行っております。本来ならば、土を購入してその場で埋めるべきものだと思いますが、ここの埋め立てには山を切り崩して土を搬入しております。そのために特殊自動車等運転手当をつけておりますが、この日額500円がなくなりますと、土を購入して入れてもらえば、埋立地で埋め立てをするだけになりますので、工事もなく、埋め立ても楽になります。

ただ、土を購入しますと、今大体1立米3,450円。これを毎日使いますと、大体10立米で3万4,500円が1日でかかります。これが20日いきますと69万円、1年になりますと828万6000円かかります。ちなみに今の埋立地は、平成12年から投入を開始しておりますので、今一応12年たっております。12年間の土のお金はざっと計算したら9900万のお金が出てくるということです。ただ、今の状態であれば、この500円があれば、山を切り崩して運搬はしてくれますので、その分が今後もお金が安くなっているというか、それだけでいけるというような形になります。

以上です。

○森委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました3つの手当につきましてご質問等お願いしたいと思います。

- ○楠委員 よろしいですか。
- ○森委員長 はい、どうぞ。
- ○楠委員 確認的なことをお聞きします。

有資格であるということが前提になるというようなお話なんですけれども、資格を取ったこと、それ自体に対する手当というのはあるんですか。資格をとられますよね。それに対して、何か資格を持っている人間に対する手当、働いたことの手当ってあるんですか。

- ○松田リサイクル推進課長 資格手当を有する者はございません。
- ○楠委員 これがいわゆる特勤という形でその分を資格を取って、その資格者というもの を維持するためにつけている。
- ○松田リサイクル推進課長 資格を持っておるから出してるというわけではありません。 この作業に当たった者に出しているんで、有資格者は、うちのリサイクルにおきましては

約半数に達しております。毎年3名ずつ受講させておりますので、既に蓄積されて、資格 を有してるという意味で言えば半数に達しております。

ただ、この作業をするからこそ与えられる手当ですので、資格持っていることと手当と は一致しません。

○楠委員 いろいろこういうふうな手当を与えるかどうかということについて考慮しなきゃいけない点は、「こういう手当がないと資格を取りませんよ」とかといったところにも、資格取る人がいなくなっちゃうじゃないかみたいな話というのが出てくるわけですよね。ですから、この作業、それ自体の特殊性という問題と、あと資格を取るということのインセンティブの問題って2つ同時に考えていかなきゃいけないと思うんですが、資格取ることのインセンティブというのと特勤は別問題ですから、ここであくまでもこの作業について、特殊な作業であるかどうかということについて議論しなきゃいけなくて、もしそれが資格のインセンティブの問題にするのは、また別の話としなきゃいけないということになるかと思うんですよね。

あともう1つ、これちょっとコメントなんですけれども、実際、最後の話ですけれども、 土を持ってくるとかですね。実際、それを業者に任せた場合は高くつくという話ですけれ ども、私は結論としては、それは同じだと思うんですが、特勤の部分だけじゃなくて、そ ういった作業にかかわる人件費ってありますから、その分を考慮して比較しないといけな いとは思いますね。

だから、その500円ということだけを比較するんじゃなくて、それにかかる人件費というか、それをしなければ、ほかの作業ができたわけですから、そういったことも考慮して 比較ということになるのかなというふうに思いますけれども、コメントです。

- ○森委員長 ほか、いかがでしょうか。
- ○松山委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、リサイクル推進課の部分はショベル・ローダを使って行う作業に対する特殊勤務手当でいいんですね。そういうことですね。
- ○松田リサイクル推進課長 はい。
- ○松山委員 それから、環境清美工場については、10トンダンプだとか、ここに書いて あるような特殊自動車ですか、を運転いうか、したときですね。土地改良は10トンダン プが中心ですから、あとパワーショベルもあるんですね、ブルドーザもあるんですね、わ かりました。

それで、こういうダンプだとかショベル・ローダとか、ブルドーザの資格を取るという

のは非常に難しいんですか、これは。ちょっと抽象的で申しわけないんですけれども、大変なことなのか。普通に勉強して、普通にちゃんとやれば、普通の人なら、取ろうと思えば取れるのか、その辺を教えてください。

- ○じん亭環境清美工場長補佐 4日ぐらいの講習を受けて、実地講習を受けて、その中でいったら取れると思いますが、当然、試験はございません。その辺を受けて、4日間で受けるれると思うんですが。
- ○松山委員 奈良市はこういう資格を持ってることを条件に採用されるんでしょうか、それとも資格がなくても採用して、役所に入った後、こういう資格を取っていただくということなんですか。
- ○松田リサイクル推進課長 私ところの部署へ来た段階で、もちろん順番なんですけれど も、資格を取得させるような手だてを講じています。毎年3名という予算取りをしており ますので、必ず3名は受けているいうような状況です。
- ○松山委員 その費用はだれが負担するんですか、資格をとるための費用は。
- ○松田リサイクル推進課長 それは予算で取らさせて。
- ○松山委員 奈良市が出してるという。
- ○松田リサイクル推進課長 はい。
- ○松山委員 はい、わかりました。

それともう1つは、著しく危険というところだけがチェックになってますけれども、特に環境清美工場ですけれども、こういう特殊な自動車ですから、それなりには危険な場合もあるでしょうけれども、こういうものが建設現場等々でいっぱい動いていると思います、機械がですね。著しく清掃工場だから危険なのか、こういう機械を動かすこと自体が危険なのか、その辺はいかがでしょうか。

- ○じん亭環境清美工場長補佐 工場の場合は一般市民の方も持ち込みとかでこられますので、ある程度やはりしっかりと対応せねば、建築現場等ではそういうことはございませんが、工場ではやはり市民の搬入等もございますので、その辺では留意しなければならないというふうに考えております。
- ○小屋土地改良清美事務所長 すみません、土地改良事務所です。

土地改良につきましては、大型機械でやっぱり山を切り崩すという作業になりますので、 やっぱり自然が相手ですので、かなり危険な部分が多いです。

○松山委員 今日、私のほうからいろいろとお尋ねしましたけれども、確かに危険という

ことはわかるんですけれども、こういう機械を操作する以上、安全教育は当然あると思います。こういうことをしたらだめよということは当然あると思います。そういう危険をちゃんと承知した上で作業を行われるだろうと思います。それで、労働災害が非常に少なくすると。

そういう意味で、いたずらに私は危険というのは当然避けないといけないんだけれども、 安易に著しく危険だ、危険だと言われるところに多少ちょっと抵抗感がどうしてもあるん ですが、いかがでしょうか。

○吉住環境部長 大型特殊自動車等運転手当ということで、本来は職員の方は現業職として市に採用されて、主に収集業務とか、いろんな作業に携わってきたと思うんですけれども、その中でも工場等に行った場合ですね、特に工場では業務の効率化を図るために特に大型作業車が必要になったということで、そのうち適格者については上司のほうから特殊自動車の免許を取って、仕事に対応してほしいという趣旨のもとに選ばれて、現在取って、今業務をしているということで、この支給目的の中でチェック項目ということで非常に違和感を委員の方は考えられているということでありますが、基本的には、ほかの人が持ってない特殊な能力を持った作業を行ってもらっているという趣旨で特殊勤務手当を支給しているというふうに考えていただければありがたいかなと思うんですけれども。

○森委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私のほうからリサイクル推進課のほうからショベル・ローダ、これを使って やるのが何でしょう、職人的といいますか、ちょっと私の受けた印象ですよ。職人的な部 分があって、それが特殊であるので、その作業について手当を出されてるという話ですけ れども、実際、それができる方って何人ぐらいおられるんですか。

- ○松田リサイクル推進課長 現状は3名です。もう少しふやしていきたいと思っています。 異動して1人欠けたら、またちょっと厳しいなと。
- ○森委員長 これを動かしてる方は何名おられるんですか。
- ○松田リサイクル推進課長 現状は3名です。
- ○森委員長 現状は3名で。
- ○松田リサイクル推進課長 資格持ってる人が半数です。だから、時折といいますか。
- ○森委員長 半数って何名なりますか。
- ○松田リサイクル推進課長 35名が分室の作業員の総数です。そのうちの17名が現在保 有しております。ただ、実際に活用しておるのは3名。

- ○森委員長 3名しかできない。
- ○松田リサイクル推進課長 はい。現場に出なければいけませんので。30名が現場へ出ますので、3名だけが現場へ出ないで。
- ○森委員長 というか、その方しかできないんですか、その3名。
- ○松田リサイクル推進課長 ちょっとその3名しかできないんです。
- ○森委員長 その3名というのは、個人3名のAさん、Bさん、Cさんしかできない業務ということですか。
- ○松田リサイクル推進課長 現状はそうです。ただ、資格持ってる方たちを養成して、この人たちにかわっていただけるように、もっといえば、今年退職された方があって、3名に今、3名がメンバーチェンジをしてるんですよ、現状はね。だから、常に3名がショベルにさわれると。そのうち1名は状況によって次のさわる人を育てると。現場へ出てない人をショベルさわらしたりというふうな形の中で指導に当たってるんですわ。
- ○森委員長 それ、どのぐらいの何というんですかね、一人前になるといいますか、どの ぐらいの期間かかるもんなんですか。
- ○松田リサイクル推進課長 個人差ありますけれども、やっぱり1年は。
- ○森委員長 1年。
- ○松田リサイクル推進課長 1年ぐらいはかかると思います。ちゃんと今言うように、破砕ができるようになるまでは。砕き過ぎたら、もう粉になっちゃうんですね。粉になっちゃうともう残渣なので、ほかさなしようがないです。粉になる直前の状況をつくらなあかん。なおかつ不純物を取り除けるように破砕せんといかんわけです。そういうのはやっぱり技術ですわ。これ理屈よりも経験というか、こういうふうにやって、こうするんですよと言うても、これがちゃんと行えるようになるには訓練を積み上げる中で実行に移せると。今、実際にそのことをなし得るのは3名です。今後、この有資格者の中から次の1名、1名と育てていきたいと、それは思ってるんです。だから、現場へ出れない、怪我したときに、逆にその作業に従事させてるんです。
- ○森委員長 逆に言うと、育てようと思ったら、育てていけるという理解でよろしいんで すか。
- ○松田リサイクル推進課長 育てる人員さえおればね。もし32名がかつかつの、これは 過重労働のときにまたお話するかもしれませんが、1台に2人で乗ってる状態なんですよ ね、32名。8班で16台稼働させてます。これ以上に人を割くというのは不可能なんです

よ、実際。だから、今ショベルに当たっても1人最低穴埋めに使ったりとか、いろんな形で過重を避ける努力はしてるわけですよ。それ、今お話する内容ではないと思いますが。

- ○森委員長 事情はよくわかりました。
- ○楠委員 今のお話で17名中3名がこういった業務に当たられる。そういったスキルを 年間日時をかけて身につけたわけですよね。これの14名の方がいきなりやれるというの は大変な作業で、その方がやったら、本当に著しく困難で、著しく危険な作業になるんで すけれども、そのスキルを持った3名の方にとってもそれでも著しく困難な作業なのか、 それでも著しく危険な作業なのかというのは、今のお話ですと、スキルを持った作業員と いうのはいろいろ高度な技術を持ってるというか、経験もあるわけですよね。勘もあると。 その方々にとっても非常に危険なものというふうにご認識なんですかね。
- ○松田リサイクル推進課長 危険の度合い…。
- ○楠委員 つまり、残りの14名の方がいきなりやると危険なんでしょうね、多分。
- ○松田リサイクル推進課長 そうですね。
- ○楠委員 ただ、スキルを持った3名の方が今作業されているわけですよね。それであっても著しく危険なものというのはどんなもんだろうというふうに思うわけなんですけれども、つまり、今のご説明の中で、その3名にとっての危険性というのはどんな感じなのかっていうのを。
- ○松田リサイクル推進課長 ちょっと現場で指導に当たってもらってる中村にその点答え てもらいます。
- ○中村リサイクル推進課長補佐 リサイクル、中村です。

ガラスが破砕して、割れたやつが飛んできます。飛んできたり、ほんで、色を選別しますが、一応割るときに色がまざらんか見ながらやらないといけないわけです。それとか、置いてるところが灰が出ますので、できるだけ割りながら粉にしないといけません。その周りにやっぱりそれ作業してる人に注意しながらやらないといけないという。

- ○楠委員 そうすると、いわゆる現場でスキルを持った人間にとっても非常に危険な状況 に置かれてるという。
- ○中村リサイクル推進課長補佐 何かあったら仕事できないわけですからね、事故でも起 こしたら。
- ○楠委員 むしろ何か労務安全上も非常に危険なことをやってるような気がするんですよ ね、今の話だと。何か飛んでくるとかね。

- ○中村リサイクル推進課長補佐 破砕ごみ…。
- ○楠委員 そういうふうなものというのは、防ぎようはないんですかね。もうその現場である以上は防げない話。
- ○松田リサイクル推進課長 他市のように破砕機が備えられるようなリサイクルセンターができたら、解消できるかと思うんです。ただ、今は何にもないんです。コンベア1つない、破砕機ない。その破砕機の隣にショベル・ローダが働いてる状況ですから、あるいは選別機というような機械も活用もしてません。すべて人為的に人間が力で対処してるわけです。しかもパーフェクトな商品化物を出してるわけです、基準も適合するものを出す。これはよそからすると、見本となるということで、そういう評価をされたようですけど、職員自体にとっては、やっぱりしんどいですね、確かに。
- ○楠委員 そうすると、もう個人のスキルと経験に頼ってるところがあるということなんですかね。
- ○松山委員 確認ですけれども、先ほど3課がこの手当は特殊な能力を有してるがための 手当というような発言もあったんですが、特殊な能力を有してるからの手当なのか、例え ば著しく危険だから出してるのか、その辺ちょっと交通整理したいなと思ってます。なお、 その特殊な能力というのは、確かに10トンのとかのショベル・ローダとかを動かすのは なかなか大変だろうとは思いますけれども、こういうことも運転できる人は世の中にたく さんいらっしゃると思います。本当に特殊というのは本当にもう限られた人がまねもなか なか難しい、できないようなことをできることが特殊な能力で、それで技術的に高いとか、 そういうものだろうと私は思いますが、そういう意味で、この手当、土地改良にしろ、清 美工場にしろ、リサイクルにしろ、こういうことが運転というかできるからなのか、危険 だからと、どちらなんですか、これは。
- ○松田リサイクル推進課長 それをいずれかという表現の仕方というのはかなり難しいんです。どちらもやっぱりかかわってる内容なので、3課ともですけれども、私どもは特に危険な部分もありますけれども、特殊能力のほうに強めてお話をしてますけれども、両方がやっぱり常につきまとう内容なので、どちらかというのはちょっと困難です。
- ○松山委員 両方ということをおっしゃってるわけですね。
- ○松田リサイクル推進課長 はい。
- ○松山委員 結構です、はい。
- ○森委員長ほか、いかがでしょうか。全体にわたってよろしいですか、今日のところは。

何かありましたら。よろしいですか。

それでは、本日のヒアリングにつきましては、今日のところはここで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。長時間にわたりまして、ありがとうございました。